

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

管理番号

3

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

10_運輸・交通

提案事項(事項名)

地域公共交通利便増進実施計画に係る軽微な変更に係る手続きの簡素化

提案団体

鳥取県、京都府、堺市、神戸市、徳島県、全国知事会、中国地方知事会、関西広域連合

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

地域公共交通利便増進実施計画について、軽微な変更に係る手続きの簡素化

具体的な支障事例

地域公共交通計画(令和2.11 法改正前の地域公共交通網形成計画(計画期間5年。以下マスタープランという。))の実施計画である本計画(マスタープランの計画期間内が期限。以下実施計画という。)を策定し、国の認定を受けた場合は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の要件緩和等の特例措置を受けることができる。

国認定を受けた実施計画に記載された運行計画(例:バス路線の系統、便数、経由地等)は、計画期間中は維持することが原則となるが、運行計画を変更する際は、地域公共交通活性化協議会(以下活性化協議会という。)の承認を経て、国に変更申請し、承認を得る必要がある。しかし、実際の運行状況や情勢変化に応じて、柔軟かつ機敏に、試行錯誤を繰り返し地元にとって使いやすい路線にしていくためには、軽微な変更(例:大幅な路線再編を除く便数や経由地等の変更)は届出制にするなど簡素化が必要と考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

業務の負担軽減、効率化につながる。

根拠法令等

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19法第59号)第27条の17

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、仙台市、富谷市、川崎市、豊橋市、滋賀県、岡山県、高知県、高知市、熊本市、大分県、宮崎県

○現状、軽微な変更を届け出制にすることで、協議会委員の負担と職員の事務負担の軽減となる。

○当県の地域公共交通計画において、利便増進実施計画を策定し認定を受けているが、当該計画の町営バスについて、デマンド型となっている一部の便を定時定路線型にしたいという住民の声があった。

・この住民の声を受け、町としては、試行的に定時定路線型にするという検討も行ったが、協議会での承認及び国の承認が必要という手続きの煩雑さが一要因となり、最終的にデマンド型のままで運行するという判断となった。

・他の判断要因としては、町の大きな方向性として基本的にはデマンド型で運行するという方針を打ち出していることと計画期間の5年間は計画どおり運行してはどうかということもあったが、町としてはもっと簡単な手続きで

あれば試行的に定時定路線型にしてみるという判断にもなり得たかもしれないということ。

各府省からの第1次回答

地域公共交通計画において、地域公共交通利便増進事業に関する事項が定められたときは、当該地域公共交通計画を作成した地方公共団体は、当該地域公共交通計画に即して地域公共交通利便増進事業を実施するための計画（地域公共交通利便増進実施計画）を作成することとされている。

持続可能な地域の旅客運送サービスの提供を確保するためには、地方公共団体が、交通事業者等と連携して取り組むことが重要であるため、実施計画の作成においては、地域の関係者の同意を得ること等を要件としている。また、国土交通大臣による実施計画の認定を受けた場合には、法律上の特例措置を受けることができる。

したがって、計画の変更に関しても、原則として、作成時と同様の手続きを踏むよう求めているところ。

一方、微細なルート変更や予定便数の微増減等、利便性への影響が軽微なものにとどまることが明らかな変更については、簡素な手続きによるべきであることから、国土交通大臣あるいは権限の委任を受けた運輸局長に対し、変更点を共有すればよいとする等、柔軟に運用している。

計画の記載内容の微修正として、認定手続きを要しないものについては、「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き」詳細編 P71 にも掲載しているところだが、例えば、ご提案のデマンド型になっている一部の便を定時定路線型に変更することは、地域の関係者への影響を総合的に判断するなどの必要があるため、ご不明点がある場合には、各運輸局交通政策部までご相談されたい。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

管理番号

4

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09_土木・建築

提案事項(事項名)

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する都道府県計画の廃止

提案団体

鳥取県、兵庫県、全国知事会

制度の所管・関係府省

厚生労働省、国土交通省

求める措置の具体的内容

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する都道府県計画を廃止する。

具体的な支障事例

建設工事従事者の安全及び健康の確保に必要な取組に地域的差異は少なく、国においても基本計画が定められる中、都道府県も計画を策定することに疑問を抱いており、都道府県計画の策定の必要性は少ないと感じている。

また、都道府県計画の策定後は、厚労省都道府県労働局、国交省地方整備局、都道府県、建設業者団体等による推進体制を整備し、各地方レベルで実効性ある施策を遂行することが求められており、当県もこれら関係者による協議会を設置している。

一方、建設関係者が連携して安全に関する取組の促進を図る会議体として、当県労働局が「建設工事関係者労働災害防止連絡会議」(構成員は上記協議会とほぼ同じ。)を既に設置しており、国の基本計画の下、この既存体制の中で施策の推進を図る方が、効率的かつ効果的であると考えられる。同旨は当県労働局に提案を行ったが、結果的に国と協調した取組を進めることはできなかった(各都道府県においても同様の会議体が設けられていると考えられる。)

今後も、上記の都道府県労働局の会議体と重複した取組として、都道府県計画の進捗管理や見直し、協議会運営などの取組を行うこととなれば、都道府県、関係機関、業界全体において一定の人的負担が生じると予想される。

※当県では、都道府県計画の策定を踏まえ、上記協議会の開催、建設工事の安全衛生に関する情報提供・普及啓発、県民や一人親方への啓発等の取組を行っている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

業務の負担軽減、効率化につながる。

根拠法令等

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平成28年法律第111号)第9条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

—

—

各府省からの第1次回答

【厚生労働省】

建設工事従事者の安全及び健康の確保に必要な取組の実施に当たっての方法等については、それぞれの都道府県の工事の種類や規模などにより異なるため、地域の実情に応じた都道府県計画を策定することを努力義務として課しているものとする。

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する法律は、全ての建設工事について建設工事従事者の安全及び健康の確保を図ることが等しく重要であることに鑑み、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、超党派の議員の発議により全会一致で成立したものである。都道府県計画の策定については、法律に基づいて国が策定した基本計画に基づき、都道府県がその実情に合わせて策定に努めるべきであると国会の審議を経て決定されたものであり、計画自体を廃止することは困難であるが、努力義務であり、都道府県の判断で策定していない県もある。

一方、「具体的な支障事例」で言及されていた都道府県労働局主催の会議と、都道府県計画に係る協議会を同時に開催することを妨げるものではなく、今後都道府県労働局に対して配慮するよう指示を出すこととする。

【国土交通省】

建設工事従事者の安全及び健康の確保に必要な取組の実施に当たっての方法等については、それぞれの都道府県の工事の種類や規模などにより異なるため、地域の実情に応じた都道府県計画を策定することを努力義務として課しているものとする。

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する法律は、全ての建設工事について建設工事従事者の安全及び健康の確保を図ることが等しく重要であることに鑑み、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、超党派の議員の発議により全会一致で成立したものである。都道府県計画の策定については、法律に基づいて国が策定した基本計画に基づき、都道府県がその実情に合わせて策定に努めるべきであると国会の審議を経て決定されたものであり、計画自体を廃止することは困難であるが、努力義務であり、都道府県の判断で策定していない県もある。

なお、「具体的な支障事例」で言及されていた都道府県労働局主催の会議については、都道府県計画に係る協議会と同時に開催することを妨げるものではないと厚生労働省から伺っており、国土交通省としても引き続き必要な協力を実施していく。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

管理番号

5

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

総合保養地域整備基本構想に関する主務大臣協議の廃止等

提案団体

鳥取県、兵庫県、和歌山県、全国知事会

制度の所管・関係府省

総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

求める措置の具体的内容

総合保養地域整備基本構想について、主務大臣への協議を廃止する等、廃止手続きを簡素化する。

具体的な支障事例

平成31年1月末現在で29道府県で30の基本構想が策定されているが、全国的に休止状態となっているものが多い。そのため、多くの道府県が基本計画の廃止や見直しを検討しているが、廃止等に当たっては、政策評価を行った上での主務大臣への同意付き協議を行う必要があり、手続きが進んでいない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

業務の負担軽減、効率化につながる。

根拠法令等

総合保養地域整備法第6条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、岡山県、福岡県

—

各府省からの第1次回答

総合保養地域整備法は、ゆとりある国民生活のための利便の実現、総合保養地域及びその周辺地域の振興を目的に昭和62年に制定されている。

同法では、都道府県は関係市町村に協議した上で基本構想を作成することとされている。また、基本構想について、主務大臣（総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣）に協議し、同意を得ることができるとされているが、現在の基本構想は全て主務大臣の同意を得ているところ。

市町村や主務大臣の同意を得られた基本構想の廃止にあたっては、

・適切な政策評価が実施されているか、関係市町村や民間事業者等との調整が十分に行われているか等の廃止に至るまでのプロセス

・都市計画や農業振興地域整備計画に基づく地区指定への影響や、廃止後の環境への配慮をどのように行うか等基本構想廃止の影響

を確認するため審査が必要である。

このため、政策評価を行った上での主務大臣協議は必要な手続きと考えている。なお、現在までに12の基本構想が主務大臣の同意を得て廃止されている。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

管理番号

16

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09_土木・建築

提案事項(事項名)

建築基準適合判定資格者検定の受検資格の見直し

提案団体

今治市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

建築基準適合判定資格者検定について、受検時に建築行政に関する2年以上の実務経験を求める要件を見直し、資格登録までに実務経験を積んでいけばよいこととする。

具体的な支障事例

特定行政庁として建築行政を行っていくには、建築主事(建築基準適合判定資格者)を継続的に確保していく必要があるが、当市においては当該資格を有する職員は4名のみであり、建築主事となり得る若手人材の確保が急務である。

現行の建築基準適合判定資格者検定の受検資格は、建築基準法第5条第3項により「一級建築士試験に合格した者で…2年以上の実務の経験を有するもの」と定められており、この2年以上の実務を有するものという規定が、職員の技術力向上に対するモチベーション維持を図る上や、職員配置を考える上で支障となっている。

例えば、当市としてはより多くの建築職に実務を2年経験させたいと思っているが、建築営繕業務など建築職を必要とする他部署がある中、実務経験として加算される部署の人員配置には限りがあり、建築職として採用された職員全員を当該部署に配属できるわけではなく、先に配属された職員がある程度の実務経験をj得るまで、一級建築士を取得した意欲ある職員の当該部署への配属が先延ばしとなることとなり、その場合、資格登録も遅れ、モチベーションの低下につながる。また、資格登録が先延ばしとなることで、建築主事の継続的な確保が困難となり、既に資格を所持し、建築主事として業務をしている職員の配置転換も円滑に行うことができない状況である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

一級建築士試験に合格した者が、建築基準適合判定資格者検定の受検資格を有することにより、受検機会が増えることから、建築基準適合判定資格者検定の合格者増加に繋がり早期の資格登録が可能となり、職員のモチベーション向上が図れる。また、建築基準適合判定資格者が増加することで、既に資格を所持し、建築主事として業務をしている職員を含めた計画的な職員配置が容易に行うことが可能となり、他の業務を経験させることで職員育成及び庁内全体のレベルアップにつながる。

更に、市民が身近な基礎自治体が、特定行政庁としての役目を持続することが可能となることから、将来にわたり市民が真ん中の建築行政サービスが図られる。

根拠法令等

建築基準法第5条第3項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

さいたま市、千葉市、川崎市、高岡市、金沢市、長野県、松本市、京都府、京都市、大阪市、奈良県、鳥取県、広島市、徳島県、八幡浜市、長崎県、宮崎市、鹿児島市

○現時点では、一級建築士資格の有無にかかわらず、本人の適性等を考慮し、実務経験として加算される部署も含めたローテーションをしているが、一級建築士合格者が増えた後、提案団体の示す課題が生じることは予想されるため、制度改革の必要性は認められる。

○当市も同様に建築主事の確保が課題であり（令和4年6月現在3名）、受検資格の緩和は課題解決のための一助になると考える。提案のとおり法改正が行われれば、現時点で約5名の職員が受検資格を得ることになる。

○一級建築士合格者でも、そのキャリアパスが営繕・建設分野が主である場合、本資格者検定の受検すらできない状況であると同時に、元々少数である職員の年功に実務経験を積みさせる必要があるなど、人員配置上の制約も生じている。

各府省からの第1次回答

提案の内容を踏まえ、建築基準適合判定資格者検定の事務の実行性に留意して検討を行うこととしたい。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

管理番号

31

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

市街化調整区域における農家住宅、分家住宅の用途変更の許可要件の緩和

提案団体

藤枝市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

市街化調整区域内に立地する農家住宅、分家住宅について、移住希望者の住宅や事業所(サテライトオフィス等)への用途変更の許可を可能とすることを求める。また、建物所有者が近隣に転居した場合や、当該建物が用途変更をせずに空き家として放置すれば将来的に倒壊のおそれがある建物である場合についても、やむを得ない事情として用途変更の許可の検討を可能とすることを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

市街化調整区域内に立地する農家住宅や分家住宅を売却し、一般住宅や事業所等として活用するためには、都市計画法に基づく都道府県知事の用途変更の許可が必要となる。都市計画法、都市計画法施行令、開発許可制度運用指針において、用途変更の許可に関する規定、留意事項が定められており、用途変更の許可を判断する際は、これらの法令、指針に基づいて判断することとなる。しかし、移住希望者のための住宅や事業所(サテライトオフィス等)への用途変更を認めてよいか、また、建物所有者が近隣に転居した場合や、当該建物が用途変更をせずに空き家として放置すれば倒壊のおそれがある建物である場合には用途変更の許可を検討してよいか、明確な規定が存在しない。そのため、市街化調整区域における農家住宅や分家住宅の用途変更の許可の判断が困難な状況である。

【生じている支障】

当市の市街化調整区域内の農家住宅や分家住宅について、空き家となっている事例が多数存在し、地域課題となっている。一方、当市の市街化調整区域内への移住希望や、事業所(サテライトオフィス等)設立希望が複数寄せられていることから、当該区域内において空き家となっている農家住宅や分家住宅を移住希望者や事業所設立希望者へ売却することで、空家問題等の地域課題を解決したいと考えているが、法令や指針に用途変更を認める規定が存在しないため、用途変更の許可の判断がつかず、売却が進まない状況である。また、市街化調整区域内の農家住宅において、建物所有者が近隣へ転居し、当該農家住宅が空き家となったため売却を検討した事例において、売却のために必要となる用途変更については、用途変更を行うやむを得ない事情が必要なことや、建物所有者が近隣に転居した場合は用途変更の許可をすることができる規定がないため、用途変更の許可の判断がつかず、売却が進まない状況である。売却が進まないことで、当該建物は空き家となり、建物の痛みも年々激しくなっており、このまま放置すれば倒壊の危険がある状況である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

市街化調整区域内における農家住宅、分家住宅の売買が容易になり、空き家問題が解消される。また、地方への移住や事業所設立を希望する者のニーズに応えることが可能となるとともに、人口減少抑制、地方への定住・移住促進による地域活性化が可能となる。

根拠法令等

都市計画法第 42 条第 1 項、第 43 条第 1 項、都市計画法施行令第 36 条、開発許可制度運用指針 I-7-1、I-15

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

名古屋市、稲沢市、高槻市、兵庫県、熊本市

○当市においても、市街化調整区域内に管理不全の空家が一定数存在し、地域の課題となっていることから、売却のための用途変更の可能性について検討していただきたい。

○市街化調整区域内における分家住宅等は許可者のみにその使用が限定されているため、当該住宅がいわゆる空き家となった場合、利活用を図る観点からは都市計画法の規制が弊害となっている。市街化調整区域内においても一定の人口が居住しており、すでに地域コミュニティが存在している。少しでも定住人口の減少を防ぎ地域コミュニティの維持を図るためには、空き家の利活用を積極的に進める必要があると考えており、当該住宅が空き家となった場合の取り扱いについて、「開発許可制度運用指針」で具体的な方策を示していただきたい。

○【現状】

当市の場合、農家住宅等から一般住宅へ用途変更する際は、農家住宅等が適法に建築等された後 10 年以上適正に利用され、その用途を変更することに社会通念上やむを得ない事情がある場合は、法 34 条第 14 号により許可している。サテライトオフィスについては事業所単体では許可していないが、兼用住宅として使用するのであれば許可の対象としている。なお、国道等の沿道においては、第 2 種住居地域に建築できる建築物（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条に規定する業種は除く）を許可の対象としている。

【地域における課題制度改正の必要性】

用途変更を容易にしてしまうと市街化が進んでしまう恐れがあるため、ある一定の期間は適正に利用された等の時間的な条件付きで移住希望者の住宅や事業所（サテライトオフィス等）への用途変更の許可を可能とすべきである。

○開発許可制度運用指針において用途変更に係る考え方が一定示されており、当県においても用途変更に係る許可基準を設けているが、サテライトオフィス等近年ニーズが増加しているものなど、用途変更を可能とする具体的な運用を示していただくことは、既存ストックの活用による地域活力の維持に資すると考える。

各府省からの第 1 次回答

市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域であることから、建築物の用途変更は一定の基準に該当する場合に限り許可が認められており、開発許可権者が建築物の用途、目的、位置、規模等を個別具体的に検討して、周辺の市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内で行うことが困難又は著しく不相当と認められる場合には、許可することが可能である。

これを受けて、開発許可制度運用指針（平成 26 年 8 月 1 日国都計第 67 号国土交通省都市局長通知）において、「法に基づく許可を受けて建築された後相当期間適正に利用された建築物のやむを得ない事情による用途変更」については、「周辺の土地利用に支障を及ぼさない限り」（I-7-1(20)）許可の対象とし得るものとしている。例えば、近年、市街化調整区域において空家が多数発生し、地域活力の低下、既存コミュニティの維持が困難になる等の課題が生じていることなどを踏まえ、「地域再生など喫緊の政策課題に対応するため、市街化調整区域において既存建築物を活用する必要性が認められる場合には、地域の実情に応じて、用途変更の許可をしても差し支えないもの」（I-15(1)）としている。

このため、農家住宅及び分家住宅を移住希望者の住宅や事務所に用途変更することについて、上記の要件を満たす場合には現行制度で対応可能である。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

管理番号

36

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09_土木・建築

提案事項(事項名)

下水排除制限等の適用除外となる特定施設の追加

提案団体

相模原市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

水質汚濁防止法上の旅館業の用に供するちゆう房施設、洗濯施設及び入浴施設(以下「旅館業3施設」という。)は、設置等届出や下水排水制限等の対象から除外されている。
この下水排除制限等の適用除外となる特定施設の範囲を見直し、「17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設」、「67 洗濯業の用に供する洗浄施設」(終末処理場で処理困難な物質を取扱う施設は除く。),「71 自動式車両洗浄施設」(以下「提案3施設」)についても下水排除制限等の適用除外とすること、または各自治体において提案3施設を適用除外とすることを条例で定められるようにすることを求める。

具体的な支障事例

例示した提案3施設は、対象事業場が多く届出件数も多い一方で、ほとんどの場合が小規模なサービス業等に属する事業場に設置している。そのため、排水量が少なく、業種、使用する原材料や薬剤から考えて、その排水の具体的な汚濁項目は終末処理場で処理可能で、汚濁の程度も一定水準以下の「生物化学的酸素要求量(BOD)」、「浮遊物質(SS)」及び「ノルマルヘキサン抽出物質」であり、旅館業3施設と同様に終末処理場で処理困難な物質(下水道施行令第9条の4第1項各号の物質)は含まれていないことから、そのまま流しても下水道施設に影響を与えることはない。
一方で、実際に行っている市町村の事務においては、施設設置届出に伴う提出書類の数が膨大であり、届出に不慣れな小規模事業者に対して市町村の指導が必要な場合が多く、事業者側にも市町村側にも相当の事務負担が生じている。
このような課題は、他市町村でも生じていることを指定都市ブロック下水道管理担当者会議や県の担当者会議等で確認しており、本事例は当市だけでなく共通の課題である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

下水道施設に影響が少ない事業場に係る手続が不要になることで、市町村にとっては、真に必要な事業場等の検査等に重点的に取り組むことが可能となる。また、事業者にとっては迅速な事業開始や届出作成の負担軽減となる。

根拠法令等

下水道法第11条の2第2項、第12条の2、第12条の3、下水道法施行令第9条の2、第9条の4、第9条の5、水質汚濁防止法第2条第2項、水質汚濁防止法施行令第1条(別表第1)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

浜松市、富士市、寝屋川市、大分県

○当市においても規模の小さい事業場が多く、特に氏名変更や廃止等の届出について、手続きに不慣れな事業者への指導に苦慮している。また、既に移転又は廃止している事業場も多く見受けられる。「17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設」については、当市では2事業場のみで、平成7年以降増加していない。どちらも個人事業であり、1日当たりの排水量は1～5m³程であることから、下水道法上では特定施設として取り扱う必要性はないと思われる。「67 洗濯業の用に供する洗浄施設」については、個人での小規模な事業は、排水量が少なく、一般家庭の洗濯機排水と変わらない事例が多くみられる。特定施設として取り扱うのであれば、有害物質を使用しているものや、1日当たりの排水量が50 m³以上などの大規模な事業場のみ絞るべきである。「71 自動式車両洗浄施設」については、水質の立入検査等でも規制値を超える事例は少なく、公共用水域へ流している場合も多くみられる。排水負荷量及び排水量からみても、管渠及び終末処理場へ与える影響は少ないと思われる。

○当市においてもガソリンスタンドなど「71 自動式車両洗浄施設」の設置事業場が多数存在し、届出書の提出漏れ等、書類上の問題に対する対応に多くの時間が割かれてしまっている。

各府省からの第1次回答

公共用水域の水質の保全のため、公共下水道等からの放流水については、水質基準が定められており、下水道管理者等は、特定施設からの下水への排除制限を行うことにより、終末処理場での最終的な下水処理後の水質基準を適合させることを可能にしている。特定施設を設置しようとするときは、あらかじめ公共下水道管理者に下水の量や水質に関する事項を届けなければならないこととして、公共下水道に排除される下水が、基準に適合するか否かを事前に審査し、届出に係る内容が不相当であるときは、計画変更命令等を行い、除害施設の設置等の措置をとらせることにより、下水道への悪質下水の流入を事前に防止することを目的としている。旅館業3施設は、その排水が家庭排水と同様に終末処理場で処理可能な生物化学的酸素要求量(BOD)や浮遊物質(SS)のみに係る汚濁であり、その汚濁の程度も一定水準以下であることから、放流水の水質管理上支障がないものとして、上記届出の対象外となっている。

他方、ご提案の3施設からの排水については、環境省の調査によると、有害物質が含まれたり、BOD等のみによる汚濁であっても旅館業3施設に比べ汚濁負荷量が高かったりしており、ご提案の3施設を適用除外にした場合、特定施設から排出された有害物質や濃度の高いBOD等を含む下水が終末処理場における水処理に負荷をかけ、公共用水域の水質の悪化が懸念される。

また、ご提案の中で3施設の事業規模が小さく排水量が少ないことに触れられているが、有害物質を排出する特定施設については、1日当たりの排水量が50 m³未満であっても下水排除制限の対象となることから、公共下水道管理者は、事前の届出がなされない限り当該施設からの排水が有害物質を含むか否かを把握できない。

加えて、当省で把握しているところでは、一部自治体でご提案の3施設について水質基準を遵守するよう指導しているケースが多数存在し、特定施設の設置状況の把握、特定施設への排水指導による水質基準の遵守が可能となることから、ご提案の3施設を適用除外されると困るといった意見もある。

上記を踏まえると、ご提案の3施設を下水排除制限や特定施設の設置の届出等の適用除外とすることについて、放流水の水質管理上支障がないとは一概に判断できないことから、引き続き、上記届出の対象であるとして、下水道管理者による事前審査を受けることが適切である。(別紙あり)

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

管理番号

37

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

施工業者等が市町村等の固定資産評価補助員等から地方税法第 353 条に基づく質問検査を受けたときに図面等の書類を提出することは個人情報保護法に抵触しないことの明確化

提案団体

北広島市

制度の所管・関係府省

個人情報保護委員会、総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

施工業者等が市町村等の固定資産評価補助員等から地方税法第 353 条に基づく質問検査を受けたときに図面等の書類を提出することは個人情報保護法に抵触しないことを明確化すること。

具体的な支障事例

【支障事例】

市内に新築された家屋については、翌年度から固定資産税等を課税するために固定資産評価を行うことから、当該新築家屋に関する図面等の書類を入手する必要があるところであり、当該新築家屋の所有者に対して、地方税法第 353 条に基づき、当該新築家屋に関する図面等の書類の提出を求めている。

しかしながら、施工業者から納税義務者へ図面等が数種類しか渡っていないことも少なくないため、施工業者に対しても、地方税法第 353 条に基づき、当該新築家屋に関する図面等の提出を求めているものの、地方税法と個人情報保護法の規定との兼ね合いが不明確であることから、施工業者が当市へ提出してよいものなのか、判断に時間を要することが多々あり、施工業者及び当市ともに苦慮している。

【制度改正の必要性】

納税義務者、施工業者及び当市との調整に多大な時間を要するほか、個人情報の取り扱いに関する同意書等の作成等に手間が生じているところであり、当市においては、家屋に係る固定資産評価年間 400 件程度のうち、十分な図面が揃っていないため施工業者に図面の提出を求めた事例が 50 件程度ある。

納税義務者や施工業者の手続き負担の軽減及び地方税事務の効率化を図る必要があるところであり、支障事例の解消を早急に実施すべきと考える。

また、図面の提供方法については、本件支障が生じていることも影響して、ほぼ全件において、紙媒体の複写をもって実施されているところから、本件支障の解消を実施することによって、PDFデータの提供等の電子的な手段等を用いること、いわゆるデジタル化を促進することも必要であると考えられる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

納税義務者や施工業者の手続き負担の軽減及び地方税事務の効率化に寄与するなど、地方税に対する納税者の信頼の確保が促進される。

また、施工業者等から図面等の提出がされる場合には、PDFデータ等の電子的な手段を用いられることが期待されることから、地方税の分野における更なるデジタル化を促進することに寄与する。

根拠法令等

地方税法第 353 条、個人情報の保護に関する法律第 27 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

室蘭市、網走市、留萌市、赤平市、深川市、伊達市、森町、宮城県、水戸市、入間市、桶川市、八王子市、相模原市、石川県、福井市、豊橋市、常滑市、城陽市、高槻市、鳥取県、出雲市、周防大島町、八幡浜市、東温市、熊本市

○当提案については、地方税法第 353 条の規定により、個人情報の保護に関する法第 18 条第 3 項第 1 号の「法令に基づく場合」として個人情報保護の適用から除外されるものと理解するが、提案内容から現実に市町村の事務の遂行に支障があり、何らかの見解等を文書で出すことによりそれが改善されるのであれば、検討いただきたい。

○当市においても、家屋調査及び評点付設にあたり、図面・見積書の提出を拒まれるケースが散見される。現地調査を縮小し、図面評価にシフトしているコロナ禍の調査においては、家屋図面等の資料の提出なしに正しく評価を行うことが、非常に困難となっている。特に、中～大規模非木造家屋の評価において、資材量を把握して評価計算を行うためには、竣工図・見積書の提出が必要であるため、これを促すためにも個人情報保護法に抵触しない旨の後ろ盾を講じていただければ、説得しやすい環境になると考える。

○住宅等の施工業者から紙媒体による図面の交付もしくは提供を拒まれる事案がある。図面に地番、所有者の記載がある場合に個人情報保護法で守られるデータとなるのか基準は必要である。

○納税義務者より資料を取得することを原則としているが、接触ができない事例もあり施工業者より取得できれば事務負担の軽減につながる。

○市内に新築された家屋については、翌年度から固定資産税等を課税するために固定資産評価を行うことから、当該新築家屋に関する図面等の書類を入手する必要があるところであり、当該新築家屋の所有者に対して、地方税法第 353 条に基づき、当該新築家屋に関する図面等の書類の提出を求めている。しかしながら、所有者から図面等の書類を入手する事が困難なケースにおいては、施工業者に対しても本条に基づき、当該新築家屋に関する図面等の提出を求めているが、任意の協力規定のため施工業者によっては個人情報保護の観点から図面等の提出を断るケースがある。

各府省からの第 1 次回答

市町村の徴税吏員等が、地方税法第 20 条の 11 又は第 353 条第 1 項の規定に基づき、協力を要請し、又は質問し若しくは帳簿書類その他の物件の提出等を要請してきた場合に、個人情報取扱事業者が、これに応じて、納税義務者等の個人データを市町村に提供することは、個人情報保護法第 27 条第 1 項第 1 号の「法令に基づく場合」に該当する。

このため、個人情報取扱事業者は、納税義務者等の個人データを市町村に提供するにあたり、納税義務者等の本人同意（個人情報保護法第 27 条第 1 項）を得る必要はない。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

管理番号

42

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09_土木・建築

提案事項(事項名)

土地所有者探索等のための住民基本台帳ネットワークシステムの利用範囲拡大

提案団体

山口市

制度の所管・関係府省

総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

市町村が行う所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法等に基づく土地所有者探索等の最新の住所情報の調査を行う事務など、幅広く住民基本台帳ネットワークシステムを利用できるようにするための住民基本台帳法の改正を求める。

また、国の機関や他の市町村等から、所有者不明土地対策等のために行われる住民票の写しの公用請求に係る事務負担の軽減や事業者からの土地使用権等の取得のための裁定申請等に添付する住民票の写しの提出を省略するため、国の機関や都道府県、市町村等の住民基本台帳ネットワークシステムの利用範囲の拡大に係る住民基本台帳法の改正を求める。

具体的な支障事例

市が所有者不明土地で事業を実施するために、所有者不明土地法第39条第2項に基づく土地所有者の探索を実施しようとする場合、土地所有者の登記名義人の住所地市町村に対して、住民票の写しの公用請求を行う必要があるが、当市においては調査期間に約4ヶ月、事業完了まで約2年と多大な時間を要したことがあり、円滑な事業実施の支障となっている。

また、国の機関や他の市町村等からの所有者の探索等に係る住民票の写しの公用請求が求められていることから、公用請求の対応に伴う事務負担が生じており、更に、事業者からの裁定申請等に住民票の写しの添付を求めていることにより、事業者の住民票の写しの申出に係る住民票発行業務が市町村側に発生し、それについて事務負担が生じている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

業務の効率化と事業の円滑化が可能となり、ひいては住民サービスの向上につながる。

また、住基ネットの利用範囲の拡大により、申請者からの住民票の写しの添付の省略を図ることで、申請者の負担軽減につながる。

根拠法令等

住民基本台帳法第30条の9、第30条の10第1項第1号、第30条の11第1項第1号、第30条の12第1項第1号、第30条の15第1項第1号及び第2項第1号、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令第1条から第6条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

館林市、浜松市、鹿児島市

○市の用地取得事業において、土地所有者や相続人の探索を実施しようとする場合、土地所有者の登記名義人の住所地や戸籍地市町村に対して、住民票や戸籍の写しの公用申請を行う必要があるが、当市においても1回の公用申請について2週間から3週間の期間がかかり、全ての確認を行うために相当な時間を要している。

各府省からの第1次回答

所有者不明土地対策として住民基本台帳ネットワークシステムの活用が想定される事務について調査を行ったところであり、その調査結果も踏まえつつ、ご提案の内容も含めた住民基本台帳ネットワークシステムの活用について、必要な対応を検討することとしたい。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

管理番号

44

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

二輪の小型自動車に係る運輸支局への検査情報及び二輪の軽自動車に係る運輸支局への届出情報について市区町村へ電子データでの提供を可能とすること

提案団体

中核市市長会、平塚市

制度の所管・関係府省

総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

250ccを超える二輪の小型自動車及び125ccを超え250cc以下の二輪の軽自動車(以下「125ccを超える二輪の軽自動車等」という。)については、運輸支局で検査・届出手続を行うこととなっている。当該検査、届出情報について、地方公共団体情報システム機構ASPサービスにて提供をしている軽自動車検査情報市区町村提供システムに類するシステムを構築することにより、市区町村へ電子データでの提供を可能とし、軽自動車税(種別割)(以下、「軽自動車税」という。)課税事務の円滑化を図る。

具体的な支障事例

軽自動車税における課税客体となる軽自動車等の登録・廃車等の申告は、125cc以下の原動機付自転車等については市区町村の窓口、3輪・4輪の軽自動車等は軽自動車検査協会、125ccを超える二輪の軽自動車等については運輸支局と三か所に分かれている。

このうち、軽自動車検査協会が行う3輪・4輪の軽自動車等の登録・廃車等の申告に係る情報については、市区町村は、軽自動車検査情報市区町村提供システムにて、電子データで提供を受けることができる。これにより、車両の登録状況がほぼリアルタイムで把握でき、また、CSVデータを利用し基幹系システムへ取り込むこともできるため、軽自動車税課税事務の円滑化に大きく寄与している。

しかし、運輸支局が行う125ccを超える二輪の軽自動車等の登録・廃車等の申告に係る情報については、提供を受けることができないため、125ccを超える二輪の軽自動車等に係る軽自動車税課税事務は、税申告書(紙媒体)のみに基づいて行われている。そのため、納税義務者による記入誤りや文字が不鮮明であることも多く、申告内容に疑義がある都度、運輸支局へ郵送等による照会をする必要があり、事務に多くの時間を要している。また、情報提供媒体が紙媒体であるため、基幹系システムへの入力の手入力によることとなり、軽自動車税の賦課期日である4月1日頃に事務が集中することが多くの市区町村で毎年恒常化しており、誤りを誘発する要因となっている。さらには、納税者が当該車両を廃車した際に、申告書の控えを市区町村に郵送することで税を止める手続を行う必要がある場合、納税者が手続を失念すると、廃車したにもかかわらず納税通知が送付されてしまうケースが発生している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

市区町村において、基幹系システムへのデータ取り込みやRPA等のICT活用によって、事務時間削減や賦課期日から納税通知書発送までの期間の事務の集中による事務負担が軽減される。

申告書の記入誤りや、字の不鮮明等による、市区町村から運輸支局への照会件数が減少することが見込まれ、市区町村・運輸支局双方にとって事務負担の削減が見込める。

根拠法令等

道路運送車両法第 58 条第 1 項、第 97 条の 3 第 1 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、花巻市、宮城県、富谷市、ひたちなか市、高崎市、伊勢崎市、館林市、桶川市、千葉市、相模原市、横須賀市、海老名市、浜松市、磐田市、名古屋市、豊橋市、刈谷市、京都市、広島市、山陽小野田市、周防大島町、高松市、東温市、熊本市、宮崎市、延岡市

○125cc を超える二輪の軽自動車等の登録・廃車等については、運輸支局で手続きされた税申告書（紙媒体）のみに基づいて行っている。

そのため、申告書の記入漏れや文字が不鮮明である場合には、運輸支局へ郵送で照会する必要があり、余計な事務が生じている。

また、納税義務者が当該車両を廃車した際に、申告書の控えが提出されないことも多々あり、廃車の事実を把握できずに納税通知書を送付してしまうことから、トラブルに発展するケースもある。その際においても、登録状況を運輸支局へ郵送で照会しなければならず、回答までに2週間程度の時間を要してしまうことから、迅速な対応ができない状況である。

○125cc を超える二輪の軽自動車等の登録・廃車申告は、申請者の自筆で行われるため、申告内容に疑義が生じるたびに問い合わせを行うため、事務に多くの時間を要する。正しい課税かどうか確認する術が不足している。また、賦課期日前後に申告書が大量に送付されるため、課税事務の円滑化の妨げにもなっている。

○システムへの入力作業は申告書（紙媒体）により行っている。この申告書は複写式で手書きも多く正確に読み取ることができないことがある。軽四輪は電子データで確認することができるが、軽二輪はFAXにより照会を行い確認作業を行っているが、回答まで3日以上の上長時間となることから電子化は必要である

○申告内容不備や確認に時間を有するケースが多く、また申告書未着による当初課税誤りもあるため課税事務の円滑化を図るために必要と考える。

○軽自動車検査情報市区町村提供システムを活用する際は、リースや所有権留保の項目がないため、実施の際は確認項目に追加する必要がある。

○125 cc を超える二輪の問合せについては、FAX により軽自動車協会を通じて運輸支局へ調査依頼をかける必要があり、納税義務者等への返答に数日要することがある。

○二輪の軽自動車については、他市区町村に転出した車両のいわゆる「税止め」申告が漏れた場合に確認する術がなく、毎年当初課税において複数の市区町村から納税通知書が届く納税義務者が存在し、苦情や事務の増加に繋がっている。

また、二輪の軽自動車の税申告書は手書きで不明瞭なものが多く、確認のため市区町村及び運輸支局双方の事務負担が生じている。

○申告書の手入力に時間を要しており、手入力による入力誤りのリスクがある。また、税止めに係る照会に時間を要している。

○情報提供が紙媒体であるため基幹系システムへの入力に RPA を活用できず手入力となっている。

また、納税義務者が他県で車両を廃車した際に、申告書の控えをファックス送信することで税を止める手続を行っているが、納税義務者が手続を失念すると廃車したにもかかわらず納税通知が送付されてしまうケースが発生している。

○本市では、当該二輪に係る申告書の処理をバッチ処理と手入力にて行っている。通常は、市税システムに1件ずつ手入力は行わず、外部データとして、申告書の内容を契約している委託業者にパンチさせ、CSV データに変換したうえで市税システムに一括して取り込んでいる。市外転出分など当初の税額計算に間に合わない申告書については、市税システムに直接手入力している。年間で約 18,000 件の申告書が提出されるため、提案事項が実現されれば、委託費用（申告書）18,000 件 ×（単価）83 円【取得と廃車で異なるため平均額】＝1,494,000 円程度の削減につながる。

各府省からの第 1 次回答

小型二輪に関する所有者等情報の提供については、市区町村が軽自動車税賦課徴収を目的としている場合、情報提供承認機関である（一財）自動車検査登録情報協会からの情報提供が可能であり、すでに一部の地方自治体には情報提供しているところであるが、制度が認知されていない可能性もあることから、今後の周知方法について検討してまいりたい。

一方、軽自動車税賦課徴収のために地方自治体への軽二輪に関する電子的な送付を行うにあたっては、その

提供方法に対応したシステム改修などの費用負担面について課題があるため、関係者と検討してまいりたい。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

管理番号

51

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09_土木・建築

提案事項(事項名)

建築基準法施行令第130条の4への農林漁業を営むために必要となる農業施設の追加

提案団体

八王子市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

生産緑地法第8条に規定する農林漁業を営むために必要となる農業施設について、建築基準法第48条第1項、第2項、第3項、第8項本則において第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、田園住居地域内(以下「本件用途地域」という。)に建築することができる建築物となるよう、建築基準法施行令第130条の4の改正を求める。

具体的な支障事例

生産緑地法では、生産緑地地区内に農林漁業を営むために必要となる農業施設のうち、90㎡以下の倉庫やトイレ、休憩所のような一部施設(以下「本件施設」という。)については、市町村長の許可なく設置することが可能である。しかし、建築基準法の規定により、本件施設を本件用途地域内に設置することは不可能となっている。本市では、生産緑地地区の90%以上が本件用途地域内に指定されているが、本市の生産緑地地区の大部分において本件施設の設置が不可能となっているのが現状である。実際に、農林漁業を営むため農業従事者にとって必要となるトイレを生産緑地地区内に設置したいという相談を現在2件受けているが、その設置を希望する生産緑地地区が第一種低層住居専用地域内に所在するため、トイレを設置することができず、農業従事者からも農業に支障が生じている旨の不満の声があがっており、本市としてもその対応に苦慮している。また、農業従事者が高齢男性中心から女性や次世代へ継承されていることに伴い、安全衛生や働きやすさの観点から労働環境への意識が多様化していることから、これまで以上に生産緑地地区における本件施設の設置の必要性が高まっているものとする。

また、本市では面的に農業の利便の増進を図るべきエリアについて、田園住居地域の指定を検討しているが、農業用の単独のトイレ、休憩所などは建築できず、指定の目的と矛盾が生じることに懸念を感じている。なお、建築基準法第48条各項ただし書における特例許可で対応することも考えられるが、そもそも生産緑地法においては本件施設の設置に当たり個別の許可が不要となっていることとの権衡の観点から、あくまで建築基準法施行令を改正し、特定行政庁の許可を得ずとも設置が可能とすべきものとする。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

制度改正により、生産緑地地区の適切な維持に寄与すると考えられる。また、本制度改正により農業従事者の就労環境が向上し、若年層の職業選択におけるイメージアップにつながり、近年減少傾向にある農業従事者の増加に寄与することが考えられる。

根拠法令等

建築基準法別表第二(イ)(ろ)(は)(ち)、建築基準法施行令第130条の4

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

さいたま市、広島市

—

各府省からの第1次回答

建築基準法別表第2(い)項第9号の規定により政令で定められる建築物は、公益上必要な建築物であり、本提案の建築物が、公益性の観点から必要であることが明確でない場合には追加できない。また、本提案の建築物が、良好な居住環境を害するおそれがないか、又は公益上やむを得ないかについて判断する必要があることから、建築基準法第48条各項ただし書における特例許可で対応することが妥当と考える。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

管理番号

58

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

10_運輸・交通

提案事項(事項名)

地方版図柄入りナンバープレートの普及促進計画及び普及促進活動報告並びに寄付金の活用方針等の提出の義務付けの廃止

提案団体

香川県、徳島県、愛媛県、高知県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

地方版図柄入りナンバープレート導入要綱の改正に伴い、地方公共団体に対して毎年の普及促進計画及び普及促進活動報告の提出が、協議会に対して寄付金の活用方針等の提出が義務付けられることとなったが、当該計画等の提出の義務付け廃止を求める。

具体的な支障事例

【現行制度】

令和4年4月の地方版図柄入りナンバープレート導入要綱の改正により、地方版図柄入りナンバープレートの導入地域を構成する地方公共団体に対し、毎年4月末までに、普及促進計画及び前年度の普及促進活動報告を作成して国土交通省に提出することが義務付けられた。普及促進計画には普及率や総申込件数等の目標や普及促進の取組予定について、普及促進活動報告には目標達成状況や普及促進活動の取組状況について記載することとなっている。

また、対象地域毎に設置している協議会に対し、寄付金の活用方針等を決定の上、国土交通省に提出することが義務付けられた。寄付金の活用方針等には協議会の構成や具体的な用途等について記載することとなっている。

【支障】

本来、地方版図柄入りナンバープレートは住民個人が自由に選択できる事柄であって、普及率等の数値目標を設定し、その達成を目指すことはなじまない性質のものであると考える。また、自動車登録制度は国土交通省地方運輸局の所掌事務であって、その責任は国が負うべきものであるにもかかわらず、地方に義務付けがなされ、計画・報告の作成や普及促進の取組に係る新たな事務が生じるとともに、その財源措置もないため新たな財政負担が生じる。

寄付金の活用方針等についても、地方版図柄入りナンバープレートの寄付金は、配分される寄付金額や地域の実情を踏まえて協議会で議論し、その活用方法を決定することとなっており、改めて一律に活用方針を作成する必要はないと考えられる。

さらに、今回の義務付けを伴う制度改正は、地方版図柄入りナンバープレート導入後の後付けであるにもかかわらず、事前に説明会はなされたものの、地方の意向が反映される機会のないまま義務付けされているなど、改正のプロセスも不十分であったと考える。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

計画や方針作成の義務付けによらずとも、住民個人の地域への愛着形成など、地方版図柄入りナンバープレートが選択肢として存在することで、政策目的は達成可能であると思料される。併せて、地域の実情に即した運用が可能となり、事務の効率化につながる。

根拠法令等

地方版図柄入りナンバープレート導入要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、鳥取県、岡山県、山口県、高松市、宮崎県

—

各府省からの第1次回答

地方版図柄入りナンバープレートは、地域の観光資源等をデザインした図柄を取り付けた自動車が地域の内外を走ることにより、その地域の知名度が向上し、地域振興及び観光振興等に繋がることを目的としたものである。その効果を十分に発揮するためには、同ナンバープレートの一定以上の認知度が必要であるため、継続した普及促進活動が行われることが重要である。

このため、地方公共団体には、普及率や申込件数に関する数値目標、地方公共団体が任意で設定する目標及び普及促進活動の予定を記載内容とする普及促進計画を作成頂くとともに、その実績報告を提出頂くこととし、国は、地方公共団体の取組の好事例等の共有等を行うなど、両者が連携して効果的に普及促進を図ることとしたものである。

なお、地方公共団体の普及促進活動の内容や水準及び財政負担については一律の措置を求めるものではなく、自主性によることを基本としており、地方公共団体への過度な負担を求めるものとは考えていない。また、普及率等の数値目標の設定については、地域住民の選択の自由を阻害するものとは考えないとする。

また、寄付金の活用方針等について、これまでナンバープレートの交付開始後に地域の協議会で決定頂いていたものを交付開始前に決定頂くこととしたところであるが、これは、図柄入りナンバープレートに係る制度等のあり方を検討するための有識者会議において、「交付開始前に寄付金の活用方針や目標を定めてPRする方が、図柄入りナンバープレートの普及及び寄付の促進に有効ではないか」とのご意見を頂いたことを踏まえ、措置したものである。

なお、既に寄付金の活用方針が決定されている場合は、それで足りるものであり、地方公共団体に新たに二重の事務負担を課すものではないとする。

新たな同ナンバープレートの募集に係る手続きや要件については、上記有識者会議においてご議論頂いた上で、当省において定めたものであるが、同会議の議事概要や配付資料については当省HPで公表した他、検討の初期段階において、全地方公共団体対象のアンケート調査を実施するとともに、中間段階において、同ナンバープレート導入済みの地方公共団体に対して、検討状況について複数回説明会を開催してご意見を伺うなど、地方公共団体の意見を同会議における議論に反映させるよう最大限努めたところである。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

管理番号

82

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09_土木・建築

提案事項(事項名)

生活保護受給者の住宅扶助の代理納付について住宅部局への通知を新たに規定すること

提案団体

砥部町、宇和島市、八幡浜市、大洲市、四国中央市、東温市、上島町、松前町、伊方町、松野町、鬼北町

制度の所管・関係府省

厚生労働省、国土交通省

求める措置の具体的内容

生活保護受給者が住宅扶助の代理納付の適用を受けた場合や適用から外れた際に、住宅部局へその旨通知することとその方法を明確に定めてほしい。

具体的な支障事例

「令和2年3月31日付け社援保発0331第2号「生活保護法第37条の2に規定する保護の方法の特例(住宅扶助の代理納付)に係る留意事項について」の一部改正について(通知)」により、住宅扶助及び共益費の代理納付を積極的に活用するよう改正され、公営住宅においては原則代理納付とされている。こういった規定があるにも関わらず、福祉部局から住宅部局への通知方法が定められていないため、公営住宅において県の福祉部局から通知のないまま代理納付が行われており、重複納付を還付する事例が数回あった。また、逆の場合も同様に通知がなく、滞納となることもあった。この事例は民間住宅でも発生している可能性があることから、セーフティネット住宅の拡大のためにも代理納付の通知方法等を明確に定めてほしい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

公営住宅の家賃徴収に係る事務負担の軽減と、安定した家賃回収によるセーフティネット住宅の拡大が図られる。

根拠法令等

生活保護法第14条、第33条第4項、第37条の2、生活保護法第37条の2に規定する保護の方法の特例(住宅扶助の代理納付)に係る留意事項について(厚生労働省社会・援護局保護課長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

千葉市、松本市、半田市、広島市、大牟田市、芦屋町、熊本市

○当市では身元引受人がない市営住宅入居者に対してNPO団体を紹介していて、NPO団体の審査に通れば身元引受人でない方でも受け入れが出来るような取り組みを行っている。しかしそのNPO団体を利用する場合生活保護で代理納付をしていた方は制度の都合上、代理納付が不可能になりNPO団体を通して支払いをしなくてはならなくなる。その際に保護課からの通知が十分でないことがあり代理納付なのか不明で業務に支障をきたすおそれがあった。

各府省からの第1次回答

住宅扶助の代理納付に関する生活保護担当部局と住宅部局との情報共有のあり方は、現状においてもそれぞれの地方自治体において様々な方法が想定され、置かれた事情によっても様々であると考えられることから、各地方自治体の実情等に応じて対応することが適当であるとするが、生活保護担当部局と住宅部局で情報連携を行うよう通知する等の対応を検討したい。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

管理番号

88

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09_土木・建築

提案事項(事項名)

建築確認事務において「屋内的用途」に該当しないピロティの明確化

提案団体

仙台市、石巻市、柴田町、千葉市、横浜市、静岡市、名古屋市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

建築基準法第6条に基づく建築確認事務において、開放性を阻害せず、可動式ベンチやテラス席を置く等の一時的でオープンな使用に留まるピロティ(以下「当該ピロティ」という。)については、昭和61年4月30日付け建設省住指発第115号住宅局建築指導課長通知(以下「昭和61年通知」という。)における「屋内的用途に供しない部分」であることを明確化し、当該ピロティ部分を床面積に算入しない取扱いを可能とすること。

具体的な支障事例

当市においては、国土交通省が推進している「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の実現に向けた各種事業に取り組んでおり、エリア単位で建物低層部、オープンスペース及び街路等を包含した空間である「グランドレベル」の形成のため、沿道建築物の1階部分に賑わい空間として利用することを想定したピロティを設けることが有効な手段の一つであると考えている。

平成18年3月29日付け国土交通省住宅局市街地建築課長通知においては、開放性を阻害せず、イベント等の一時的な利用に供されるピロティを総合設計制度上有効な公開空地と評価できるとの取扱いが示されている一方、建築確認事務における床面積の算入に係る取扱いは特段示されていない。

そのため、現状の建築確認事務においては、昭和61年通知のみにより建築物の床面積の算入に係る判断をしていることから、当該ピロティを含め、通行以外の何らかの用途に供されるピロティは「屋内的用途」に該当する建築物とみなされ、床面積に算入される運用となっている。

以上により、不動産オーナー等が建物1階部分の利活用を想定したピロティの設置を検討していたとしても、建築確認申請時点でそれが「屋内的用途」に該当する建築物であるとみなされ、床面積に算入されることとなるため、中小規模の建物等の場合、ピロティを設置することで容積率を消化するより、事業床とした方が事業採算性を見込めると判断し、ピロティの設置を諦めるケースが多くなっている。

なお、令和2年度に制定された「滞在快適性等向上区域等」関連法令の「民による空間整備の例」では、新たに整備する建物の低層部をオープン化(ガラス張り化、ピロティ化等)することに対して課税の特例等が設けられてはいるが、実施計画における建築確認時点で、屋内的用途に該当するために計画変更を求められ、建物の低層部のオープン化が実現することが困難となっている。そのため、計画変更に伴い協議に時間を要するピロティ等を設ける計画よりも、申請手続きが円滑な屋内空間(事業床)とした方が事業の効率性(工期短縮)や採算性を見込めるため、不動産オーナーは、国土交通省が例示する「民による空間整備の例」のような建物の低層部のオープン化を積極的に設置しようとするインセンティブが働かない状況となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

各自治体のまちづくり関連政策との整合性等に配慮しつつ、「滞在快適性等向上区域等」関連法令の「民による空間整備の例」のようなピロティ等を設ける際は、「屋内的用途」に該当せず床面積に算入されない等の技術的助言が明確化されることで、建築確認申請業務の担当者の認識を統一化でき、不動産オーナー等による当該ピ

ロティの設置が促進され、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の実現に向けた公民連携によるまちづくりの推進が期待される。

根拠法令等

床面積の算定方法について(昭和 61 年 4 月 30 日付け建設省住指発第 115 号住宅局建築指導課長通知)、容積率制限に係る特例制度の活用について(平成 18 年 3 月 29 日付け国住街第 292 号国土交通省住宅局市街地建築課長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

千葉市、徳島県、久留米市

○支障事例にかかわらず、ピロティ部分の面積の取扱いについては、判断に苦慮することもあるため、取扱いが明確化されることは有益と思われる。

○予め一時的な利用が想定される場合には、屋内的用途に供する部分として、床面積に算入するのが適当と判断しているのが現状である。なお、総合設計制度等を活用した公開空地等におけるイベント等の一時的な利用に供されると判断されるものにあつては、平成 18 年国住街第 292 号(技術的助言)により対応が可能と考える。

各府省からの第 1 次回答

床面積の算定方法について、ピロティにおける屋内的用途に供する部分の判断にあたり参考となる情報を通知等で発出する。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

管理番号

115

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

全国通訳案内士登録関係手続に係る「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用

提案団体

関西広域連合

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

全国通訳案内士の登録に関する事務について、「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」によりデジタル化し、都道府県及び府県の事務を一元的に実施している当団体において同システムを活用できるよう求める。

具体的な支障事例

全国通訳案内士となるには、全国通訳案内士試験に合格後、居住する都道府県の知事の登録を受けなければならない。登録事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。変更の届出に当たっては、当該変更が行われたことを証する書面を添付する必要がある。

そのため、変更の届出を行おうとする者にとって、当該変更が行われたことを証する書面(住所地の変更の場合には住民票の写し、氏名の変更の場合には戸籍抄本など)の準備に係る手間や費用の負担が生じているとともに、府県の事務を一元的に実施している当団体にとっても、変更の届出を行おうとする者への説明や書類の確認が手間となっている。

また、資格保有者には登録事項に変更があった場合の届出が義務付けられているが、実態としては、登録事項に変更があっても届出がなされていないことも多いと認識している。現在は、変更の届出がなされていない場合にそのことを把握する手段がないため、全国通訳案内士登録簿の正確性が損なわれていると考えている。

さらに、過去に変更の届出がなされないまま複数回の氏名の変更があった場合等、変更の届出をしようとする時点での書面では変更の経緯が確認できないケースでは、当団体の全国通訳案内士登録簿と一致するまで遡って確認する必要があるため、改製原戸籍謄本まで取り寄せるよう依頼する必要が生じることもあり、変更の届出を行おうとする者と当団体の双方にとってさらに大きな負担となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用により、住民票の写しや戸籍抄本の添付の省略が可能となり、変更の届出を行おうとする者と当団体の双方の負担軽減となる。

根拠法令等

通訳案内士法第20条、第23条、通訳案内士法施行規則第16条、第19条第1項、住民基本台帳法第30条の11、第30条の15、別表第三、別表第五、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、第19条第8号、別表第一、別表第二

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、茨城県、埼玉県、愛知県

○全国通訳案内士試験合格後、当県で新規登録をする際、また住所や氏名が変更になった際には、窓口での申請を行っている。その際には本人確認や変更内容を証する書面として、住民票や戸籍謄本、戸籍抄本等の提出を求めている。上記の書類を取得する際に手数料がかかってしまうことに加え、変更の履歴が確認できない場合(住民票を移していない等の理由により発生)がある。後者においては、本籍地や以前住んでいた地域の自治体など複数に連絡を取る必要があり、申請者にとっても自治体にとっても大きな負担となる。

「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」を活用できるようにすることで、申請者は書類の提出量が減り、手数料(本人確認や変更内容を証する書面を取得する際の手数料を指す)の負担がなくなる。また自治体は対応時間の短縮、申請の簡素化が見込める。

○当県においても、登録者の住所・氏名等の変更の届出が速やかに行われていない事例がみられ、全国通訳案内士登録簿の正確性が損なわれていると考える。

○当県でも、転居を複数回行った後に申請されるケースや、氏名変更による変更届出を忘れており、転居時に合わせて変更の届出を行うケースが見受けられるが、そもそも現登録証の登録行政庁での登録の事実の確認と、現住所の証明書類があれば、その間の履歴を確認する必要性は低いと思われる。

なお、「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用により、届出にかかる手続きの簡略化が図れるのであれば、登録行政庁及び通訳案内士本人、双方の負担軽減となると考える。

各府省からの第1次回答

御提案の通訳案内士登録関係手続のオンライン化については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)において行うとされている各種免許・国家資格等のデジタル化の推進の状況等を踏まえて、関係省庁とも協議の上、検討を進めていく。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

管理番号

129

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09_土木・建築

提案事項(事項名)

市町村の空家対策所管部局が福祉部局から空家等所有者等に関する情報提供を受けられる旨及び福祉部局による空家等所有者等に関する情報提供が地方公務員法第34条の守秘義務に抵触しない旨の明確化

提案団体

大阪府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

総務省、厚生労働省、国土交通省

求める措置の具体的内容

市区町村の空家対策所管部局が空家等所有者を円滑に特定し、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。)第12条に基づく情報提供等及び同法第14条に基づく措置を円滑に行えるよう、市区町村の空家対策所管部局が空家法第10条に基づいて福祉部局から空家等所有者等に関する情報提供を受けられる旨及び福祉部局による空家等所有者等に関する情報提供が地方公務員法(以下「地公法」という。)第34条の守秘義務に抵触しない旨を、ガイドライン等において明確化することを求める。

具体的な支障事例

市区町村は、空家法第10条に基づき、空家等所有者を特定するために住民票や固定資産課税情報を利用することができる。
しかしながら、住民票の異動がなされておらず住民票記載の住所が居所でない場合(例えば住所地在空家のままなど)や、空家に課されている固定資産税額が免税点未満であって課税情報を取得できない場合には、住民票や固定資産課税情報だけでは所有者の居所を特定できない。
このような場合には、介護保険、国民健康保険、生活保護の情報や地域包括支援センターが有する情報により、所有者の居所を特定できることがあるが、地公法第34条の守秘義務に抵触するおそれがあることなどを理由に、空家等所有者等に関する情報提供を受けられないことがあり、危険な空家に対して当該所有者等への空家法に基づく改善依頼や勧告等を行うに当たっての支障となっている。
実際に、府内の1市において、福祉部局へ空家等所有者等に関する情報提供を求めた事例が3件あるが、その3件全てについて情報提供を受けられなかった事例がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

市区町村の空家対策担当部局が福祉部局から空家等所有者等に関する情報を確実に取得できるようになり、住民票の住所が実態を反映していない場合や住民票が職権削除されている場合であっても、市区町村の空家対策担当部局が福祉関係情報を活用して空家等所有者を特定し、空家法に基づく措置を講じることができるようになることで、特定空家等の迅速な解消、ひいては住民の安全安心の確保に繋がる。

根拠法令等

空家等対策の推進に関する特別措置法第10条、第12条、第14条、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針一3(3)、「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)第1章3(1)、地方公務員法第34条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

いわき市、ひたちなか市、八王子市、川崎市、松本市、浜松市、豊田市、高槻市、八尾市、寝屋川市、西宮市、広島市、山陽小野田市、久留米市、熊本市、大分県

○当市においても、過去に他市の福祉部局から空家所有者等に関する情報提供を拒否されたことがあるため、前向きに検討していただきたい。

○当市においても住民票を置いたまま施設入所されていると思われる案件は多数あり、福祉部局に照会をした事例がある。施設入所していることの回答は得られたが、入所施設名や緊急連絡先である親族等に関する情報提供までは受けられなかった。そのような経緯をふまえ現在の対応としては、親族や施設に転送されることを期待して住所地（空き家所在地）に文書送付する、もしくは住民票情報等により親族が判明した場合は、親族に事情を聞くなどケースバイケースで対応しているが、時間がかかるうえ事務負担も大きい。提案のとおり、福祉部局が保有する情報が活用できることは、事務負担の軽減及び危険な状態の迅速な解消に繋がり、必要性は非常に高いと考える。

○空き家や住宅の所有者の高齢化が続くなか、住民票を異動しない施設入所の場合や、空き家所有者に後見人がついている場合など、福祉関連の情報があれば所有者の居場所の特定や関係者との接触が容易となり、空き家対策を効果的に進めることが可能となる。

○住民票上は空家の住所のまま、所有者等の所在不明である状態が時々ある。また、空き家となった要因として、所有者が施設に入ったという事例もよくある。情報を共有することで、空き家対策の一助になると考える。

○空家等について苦情を受けた際、所有者に接触するため、所有者調査を行うが、所有者が高齢のため、住民登録や固定資産税課税台帳上の住所を自宅から変更せず、施設に入所していることがある。この場合、不動産登記情報、住民登録情報、固定資産税課税情報では所有者と接触することができず、近隣住民からの情報で施設に入所していることは分かっても、具体的な入所施設までは分からないことが多く、また、福祉部局から所有者の入所施設の情報を得ることもできないため、対応に苦慮することがある。

○当市においても管理不良な状態の空家に係る所有者調査で固定資産税課税情報を利用しているところであるが、所有者が高齢者施設に入所している場合などでは住所地が空家所在地のままになっていることも多く、固定資産税課税情報だけでは、所有者の所在が不明で連絡が取れないケースも多い。このような場合に、福祉部局など市の他部署で把握している所有者の情報を活用することができれば、早期に空家所有者の所在を確定することができ、迅速な空家に係る措置を講じることができると考えられる。

各府省からの第1次回答

地方公務員法第34条第1項において、「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。」とされているが、空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項においては、「市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる」とされていることから、同項に基づく、同項に規定する情報の利用に関しては、地方公務員法第34条第1項との関係で問題とならないと解される。

提案にある介護保険、国民健康保険、生活保護に係る情報や、地域包括支援センターが有する情報に関してどのような情報が空家等対策の推進に関する特別措置法の目的を達成するために必要であるかを検討し、それぞれの情報に関する法律を所管する厚生労働省等とも連携して、必要に応じた対応を検討する。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

管理番号

130

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

土地利用基本計画の策定義務の廃止

提案団体

広島県、全国知事会

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

土地利用基本計画における負担軽減のため、計画策定の義務化の廃止を求める

具体的な支障事例

本計画の目的とされている「土地利用の総合調整機能」については、農振法、森林法、都市計画法等の土地利用に関する個別法に基づき実質的な調整が行われており、本計画の調整機能は形式的なものとなっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地方自治体の業務効率化

根拠法令等

国土利用計画法第9条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

伊勢崎市、長野県、兵庫県、奈良県、岡山県、長崎県、宮崎県

○土地規制についての個別五法(都計法、農振法、森林法、自然公園法及び自然環境保全法)による地域・区域の指定等を行う際は、土地利用基本計画にかかわらず関係課で事前協議が行われており、必ずしも土地利用基本計画が個別五法の上位計画として『総合調整機能』を発揮しているとは思われず、地方の自主性・自立性を尊重する点から、同計画の策定については、地方が選択できるようにすることも考えられる。なお、「計画図」については、一定の有用性があると考えます。

各府省からの第1次回答

土地利用基本計画は、個別規制法に基づく土地利用を目的とする計画では達成できない土地利用を総合調整するために導入されており、現行法制上、土地利用の総合調整を行うための措置として、法制上唯一の存在であり、その策定は必須と考える。

国土の約半数は五地域(都市、農業、森林、自然公園、自然保全)のいずれかが重複する地域であり、仮に土地利用基本計画の策定を任意制とした場合、個別規制法に基づく計画について他の施策との総合的な調整を行う場が失われ、重複する地域における土地利用の優先順位や誘導方向が示されず、土地利用の展開が滞る危険性がある。

また、影響が国の管理する施設に及ぶ場合や都道府県域を越えて広域に及ぶ場合等であって、個別法において調整されない事項について、国土交通省国土政策局を通じて都道府県から国の関係行政機関に相談することで国との調整の円滑化を図っており、任意制となればこうした調整に漏れが生じる恐れがある。

現在、国土利用計画法第9条第11項に基づき、国土交通省は都道府県の土地利用基本計画の変更の際し、関係行政機関に意見を聴き、都道府県にその意見を伝えている。年間50件ほど土地利用基本計画の変更があり、うち約7割について何かしらの意見が関係行政機関より提出されている。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

管理番号

142

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09_土木・建築

提案事項(事項名)

港湾計画改訂に伴う技術的支援

提案団体

広島県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

港湾計画改訂時における技術的支援を求める。

具体的な支障事例

平成 31 年に当県港港湾計画の改訂を行ったが、改訂(長期構想策定も含む)に約5年、また環境調査や調査検討費などの事業費として 486 百万円要しており、補助制度がないため単県費で大きな負担となっている。そのため改訂において必要となる各種データについて提供いただいているところであるが、今後はより多様なデータ提供や社会動向分析等の技術的支援を求める。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地方自治体の技術的負担の軽減。

根拠法令等

港湾法第3条の3

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

茨城県、神奈川県、川崎市、石川県、京都府、鳥取県、山口県、宮崎県、四日市港管理組合

○当県においても、港湾計画の改訂時期を迎えており、改訂に係る調査費等を試算すると約 200 百万円に上り、県単費で大きな負担となっているため、改訂において必要な各種データの提供等の技術的支援を求める。
○令和2年に当県港港湾計画の改訂を行ったが、改訂(長期構想策定も含む)に約6年、また環境調査や調査検討費などの事業費として約 120 百万円要しており、補助制度がないため単県費で大きな負担となった。
○長期構想計画及び港湾計画の改訂は社会情勢の動向分析や将来の貨物量推計など、技術的に高度な解析調査業務が必要であるが、このような業務に対する知見の少ない港湾管理者にとっては国からの技術的支援が必要である。また、港湾計画改訂等にかかる業務委託費はすべて単独府費となっており、府財政の大きな負担となっている。技術的支援に合わせて財政的支援も必要である。
○当県においても令和2年に港湾計画の改訂を行ったが、策定にあたり 1.5 億円程度の費用を要しており、補助や起債等の財政措置がなく、単県費で大きな負担となっている。

各府省からの第1次回答

港湾計画の改訂については、地方公共団体等の港湾管理者が実施していますが、国は、必要に応じて、港湾管理者に技術的支援を行っております(例えば、港湾管理者が求める他港の事例や関連データの提供など)。ご意見のありました、より多様なデータ提供や社会動向分析等についても、国として、港湾管理者と意見交換を行いながら、技術的支援を進めて参りたい考えです。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

管理番号

146

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

10_運輸・交通

提案事項(事項名)

水質調査等に係る海上での採水作業等について、港則法上の港長等の許可や海上交通安全法上の海上保安庁長官の許可又は海上保安庁長官への届出を不要とすること

提案団体

広島県、宮城県、愛媛県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

水質調査に係る海上での採水作業等について、以下のとおり許可申請、事前通知又は届出の規制対象から除外する。

- ①港則法については通知を改正し、採水作業等は同法第31条の「工事又は作業」に含まれないこととする。
- ②海上交通安全法については通知の発出等により、採水作業等は同法第40条第1項第1号及び第41条第1項第1号の「工事又は作業」に含まれないこととする。または同法施行規則第24条及び第26条に「採水作業等に関すること」を追加し、同法第40条第1項ただし書及び第41条第1項ただし書の除外規定の適用を受けることとする。

具体的な支障事例

【現行制度について】

当県においては水質調査等のため、委託を含めた海上での採水作業を実施している。この採水作業に際しては、港則法及び海上交通安全法の適用対象であり、許可申請や届出等の必要がある。

【支障事例】

採水作業等に係る許可申請や届出等に関する記載項目や海図の提出など作業負担が大きい。さらに審査期間を見越して作業日の一か月前までの提出も負担となっており、悪天候等による調査予定日やその予備日を過ぎる場合は再度、許可申請が必要となっている。また調査を民間業者に委託する場合は受託書の提出も求められており、委託契約の都合上、4月から行う調査は一か月前までの申請が困難となっている。

【制度改正の許容性】

漁具の設置を含めた漁業を行うために必要とされる行為やレジャー目的の行為等は許可申請や届出等の対象外となっているにもかかわらず、船長がデッキに常駐し、いかりを下ろすことなく30分程度停泊して採水及び採泥作業を行う行為は対象となっている。水質調査等も行為の様子は変わらないことから、船舶の安全な航行に支障をきたすとは考えにくい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

行政や民間事業者の事務負担の軽減が見込まれる。

根拠法令等

港則法第31条第1項、海上交通安全法第40条第1項、同法第40条第7項、同法第41条第1項、同法第41条第4項、同法施行規則第24条、同施行規則第26条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、川崎市、長崎県、熊本市

—

各府省からの第1次回答

採水作業を含む水質調査の行為内容は、通常の航行形態と異なり、一定の場所への船舶の停留や資機材の海中への投入を伴うものであることから、船舶交通に支障を及ぼす恐れがある。また、船舶交通の安全を確保する観点から、水質調査を行う際は、作業実施者において所要の安全対策を講じる必要があり、当庁としても事前に、その内容を確認する必要がある。このため、原則として、このような行為は海上交通安全法及び港則法上の許可等の対象と位置付けており、一律に規制対象から除外することは困難である。

書類の提出期限に係るご指摘事項については、審査に当たり、船舶交通に与える影響を踏まえた安全対策の精査や港則法等に基づく航行制限の要否等を判断する必要があるため、原則1カ月前までの書類提出を求めているところであるが、ご指摘のような比較的迅速な処理が可能な許可申請については、申請の内容を事前にご相談いただくことによって、申請書が1ヶ月前を過ぎて提出されることも可としている。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

管理番号

175

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09_土木・建築

提案事項(事項名)

地域対応活用に係る公営住宅の目的外使用における国の承認手続の見直し

提案団体

長崎市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

人口減少対策や定住促進を目的とした場合の地域対応活用に係る公営住宅の目的外使用における国の承認手続については、事後報告又は事前報告等をもって足りることとすることで、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の承認があったものとして取り扱うなど、幅広く手続の見直しを求める。

具体的な支障事例

地域における住宅に対する多様な需要に対応し、当該地域における居住の安定を確保することは重要な課題であり、公営住宅についても本来の入居対象者の入居が阻害されない範囲内で地域の実情に対応した弾力的な活用(以下「地域対応活用」という。)を実施することが求められている。

この地域対応活用に係る公営住宅の目的外使用の承認を得るためには、「公営住宅地域対応活用計画」(以下「活用計画」という。)を地方整備局に提出し承認を得る必要があり、承認がおけるまでに相当の期間を要するものとなっている。

当市においても、人口減少対策や定住促進を目的とし、公営住宅の空き住戸を活用して若者へ住戸を提供する社会実験を行うため、当該住戸に係る活用計画の承認手続を平成21年2月27日国住備第117号国土交通省住宅局長通知に基づき行ったが、承認を得るまでに4ヶ月程度の期間を要した。

地方整備局に提出する活用計画において、その目的及び必要性を記載する必要があるが、その記載例として同通知に「UIターン等により居住を希望する若者単身者向けの住宅が地域内に不足しているため」が挙げられている。

したがって、当市としては、人口減少対策や定住促進が目的外使用の目的及び必要性として一般に認容されているものと考えており、そうであればそうした目的による目的外利用について改めて事前に活用計画を地方整備局に提出して承認を得る必要性は乏しく、事後報告や事前報告等の報告制とすれば足りるものとする。

今後、人口減少対策や定住促進施策を推進するには、公営住宅の目的外利用承認に係る施策の迅速な推進が図られるようにすることが必要と考え、当該手続の見直しを求める。

なお、報告制とすることが困難な場合にも、活用計画の記載事項の簡素化や承認可能な記載例の周知徹底など、幅広く手続の見直しを求める。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

人口減少対策や定住促進を目的とした場合の公営住宅の目的外使用に係る承認手続の見直しを行うことで、迅速に人口減少対策や定住促進を推進することができ、ひいては地域の活性化を図るとともに、行政の効率化を図ることができる。

根拠法令等

「公営住宅の地域対応活用について」(平成 21 年 2 月 27 日国住備第 117 号国土交通省住宅局長通知)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 22 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

さいたま市、松本市、京都府、兵庫県、熊本市、宮崎市

—

各府省からの第 1 次回答

地域対応活用計画に基づく公営住宅の目的外使用については、地域における住宅に対する多様な需要に対応し、当該地域における居住の安定を確保することを目的として、公営住宅の本来の入居対象者の入居が阻害されない範囲内で弾力的な活用を認めているものであるが、「目的外使用」であるため、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)第 22 条に基づく承認が必要となる。

そのため、計画内容が、地域における居住の安定確保に資するものかどうか、公営住宅の本来入居対象者の入居が阻害されないかどうか確認した上で、承認をする必要があり、報告制とすることは困難であるが、今回のご提案については、実際の承認事務を担当する地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局の担当職員等に対する、承認可能な事例に関する周知を行うなど、必要な対応を検討することとしたい。

なお、通常は概ね 2～3 週間程度で承認を行っているところ、引き続き迅速な承認に努めて参りたい。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

管理番号

179

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

国土利用計画法に定める土地利用基本計画の変更手続について、個別規制法に基づく土地利用規制変更に伴い「計画図」を変更する場合には審議会への意見聴取を不要とすること

提案団体

千葉県、長野県、高知県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

国土利用計画法により、土地利用基本計画を変更する場合にはあらかじめ同法第38条第1項の審議会その他の合議制の機関(以下「第38条審議会」という。)の意見を聴かなければならないこととされているが、個別規制法に基づく土地利用規制の変更に伴う「計画図」の変更に限っては、審議会への意見聴取を不要とすることを求める。

具体的な支障事例

土地利用基本計画は、土地利用の調整等に関する事項を文章表示したもの(以下「計画書」という。)と5つの地域区分(都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域)を5万分の1の地形図により定められたもの(以下「計画図」という。)で構成されている。

国土利用計画法第9条第10項の規定により、土地利用基本計画を定める場合には、「あらかじめ、第38条第1項の審議会の意見を聴かなければならない」とされており、第9条第14項では土地利用基本計画の変更(政令で定める軽易な変更を除く。)についても同様の扱いとされている。

「計画書」については、必要に応じて、第38条審議会への諮問手続を行い、「計画書」の変更を行うとともに、定期的に、モニタリング調査を実施し、その進捗管理に努めているところであり、現況を把握した上で土地政策全体を見直すことにより、より効果的な土地政策の実現を図るとする国土利用計画法の趣旨は担保されている。

他方で、「計画図」については、「計画書」に付随して作成される性質のものであり、「計画図」における5つの地域区分は個別規制法の定める区域と密接に関係するものであるため、個別規制法に基づく変更と一体的に変更を行うことが望ましいとされている。(国土利用計画法に基づく国土利用計画及び土地利用基本計画に係る運用指針第2章Ⅲ4(2))

個別規制法における土地利用規制の変更については、計画書策定時に第38条審議会から答申を受け策定した「計画書」に即して行われていることに加え、個別規制法に基づいて設置されている審議会等において十分に議論が行われていることから、「計画図」の変更のみに止まる場合は、土地政策全体の調整の必要性が乏しく、その都度第38条審議会へ諮問することは、形式的な事務となっている。

とりわけ、森林地域の変更(林地開発許可に伴う森林地域の縮小)に関しては、林地開発完了後、事後的に第38条審議会へ諮問する制度設計となっており、審議会に諮問する実益が失われている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

土地利用基本計画図の変更において、変更手続の簡素化及び円滑化が図られるとともに、第38条審議会への諮問手続に係る委員負担及び事務局負担の大幅な軽減が期待される。

根拠法令等

国土利用計画法第9条第10項、第14項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、城陽市、兵庫県、岡山県、福岡県、長崎県

○森林地域の変更（1ha以上の林地開発許可に伴う森林地域の縮小）については、制度上、林地開発完了後に審議会へ諮ることとなるため、審議会の変更の是非について議論する余地がなく、審議会委員から疑義を呈されている。

○森林地域については、現況が変わってから図面変更するため、完全に後追いとなっており、審議会への意見聴取の必要性は低い。当県では、運用で林地開発許可申請直後に会長等に意見聴取し、審議会へは報告事項としている。

各府省からの第1次回答

「計画図」は五地域（都市、農業、森林、自然公園、自然保全）の状況を、その重複状況や周辺の土地利用、施設立地も含めて、空間的にわかりやすく地図上に示したものであり、その変更は土地利用基本計画による土地利用調整の主たる部分を占めている。実際に第38条審議会では「計画書だけでは具体のところがないのでわかりにくい」という声も出ている。

国土利用計画法第2条の基本理念にもあるように「国土の利用は、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に配慮して」行うものであることから、法の趣旨を達成するためには、「計画書」はもとより「計画図」の変更の際にも、審議会において、都道府県土の事情に詳しい有識者から、大所高所の観点から都道府県土の利用につき意見を聴取し、可能な限り土地政策に反映させたり、民意の反映に努める必要がある。

なお、第38条に基づく審議会の組織及び運営は条例制定を含め自治事務として都道府県の裁量に委ねているところであり、審議会の開催についても、既に書面による議決や審議会の長による専決も可能となっている。上記により、負担を軽減していただくなど、各都道府県の実情に即して柔軟に対応いただける仕組みとなっている。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

管理番号

194

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

登録基準の強化・緩和にかかる市町村賃貸住宅供給促進計画の策定廃止

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

登録基準の強化・緩和にかかる賃貸住宅供給促進計画の策定を廃止し、計画の策定有無に関わらず登録事務を実施する自治体の裁量とすること。

具体的な支障事例

市町村賃貸住宅供給促進計画の策定は任意であるものの、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則において、市町村賃貸住宅供給促進計画でセーフティネット住宅の登録基準(面積基準、備える設備等)を強化又は緩和することができることされており、登録基準を緩和強化する場合には計画を策定する必要がある。当市では、セーフティネット住宅の登録希望物件と面積要件のミスマッチを防ぐとともに、住宅確保要配慮者のニーズに合った低廉な家賃の登録住宅を増やすことを目的に、登録基準(面積基準)の緩和を行うために神戸市住宅確保要配慮者向け賃貸住宅供給促進計画を策定しているが、策定に多大な事務負担を要している。

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

策定に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる

根拠法令等

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第6条第1項、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第16条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

いわき市、千葉市、川崎市、京都市、広島市

—

各府省からの第1次回答

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(以下「セーフティネット法」という。)では、地域の実情に応じて、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅(セーフティネット住宅)の供給の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、住民に身近な市町村において、市町村賃貸住宅促進供給計画を策定することとし、当該計画に区域内における供給の目標やその目標を達成するために必要なものを定めることとして

いる。

地域の実情に応じたセーフティネット住宅の供給促進を図るため、住宅確保要配慮者の居住の実態や住宅の供給状況等を踏まえて、賃貸住宅供給促進計画に供給目標等を定めることとしており、当該基準の強化又は緩和は、地域の住宅事情等に応じた柔軟な施策展開を可能とするために設けられていることから、供給目標等の設定と一体となって同計画に位置付けることが適当である。

また、セーフティネット住宅を地域に適切に供給するという観点から、その登録基準の強化又は緩和の検討にあたっては、地方公共団体のみで意思決定を行うのではなく、賃貸住宅の提供者、居住支援を行っている者等の意向も十分に踏まえた上で進めるべきであり、賃貸住宅供給促進計画中に規定し、セーフティネット法に基づいて協議会への意見聴取といった手続きを踏む必要がある。

したがって、登録基準の強化又は緩和に際しては、引き続き賃貸住宅供給促進計画の作成を必須のものとする。

なお、計画作成事務の合理化については、昨年新たな住生活基本計画(全国計画)が作成されたことから、同年6月に「住生活基本計画(都道府県計画)の変更について」(令和3年6月30日国住政第20号、国不土第38号)を発出し、市町村が法令等に基づき作成する住宅関係の計画に関し、各法令等に定める所定の手続きを踏めば、一の計画として作成して差し支えないと示したところである。加えて、令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)において、都道府県賃貸住宅供給促進計画の作成手続きに関し、事務負担軽減に資するような方策について、令和4年度中に通知することとしており、引き続き地方公共団体の事務の合理化に努めて参りたい。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

管理番号

195

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

サービス付き高齢者向け住宅の登録基準の強化・緩和に係る高齢者居住安定確保計画の策定廃止

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

厚生労働省、国土交通省

求める措置の具体的内容

登録基準の強化・緩和にかかる高齢者居住安定確保計画の策定を廃止し、計画の策定有無に関わらず登録事務を実施する自治体の裁量とすること。

具体的な支障事例

市町村高齢者居住安定確保計画の策定は任意であるものの、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則において、市町村高齢者居住安定確保計画でサービス付き高齢者向け住宅の登録基準(面積基準、設備等)を強化又は緩和することができることとされており、登録基準を緩和強化する場合には計画を策定する必要がある。当市ではサービス付き高齢者向け住宅の充実を目的に、登録基準の強化・緩和を行うために高齢者居住安定確保計画を策定しているが、策定に多大な事務負担を要している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

策定に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる

根拠法令等

高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第4条の2第2項、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成23年厚生労働省・国土交通省令第2号)第15条の2第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

いわき市、千葉市、川崎市、豊田市、京都市、広島市

—

各府省からの第1次回答

高齢者の居住の安定確保に関する法律(以下「高齢者住まい法」という。)では、地域の実情に応じて、高齢者の居住の安定確保に係る施策を総合的かつ効果的に推進するため、住民に最も身近な市町村において、市町村高齢者居住安定確保計画を策定できることとし、当該計画に、区域内における高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標やその目標を達成するために必要なものを定めることとしている。高齢者住まい法第5条第1項に規定されるサービス付き高齢者向け住宅(以下「サ高住」という。)の登録の基準

の一つとして、同法第7条第1項第9号は、「市町村高齢者居住安定確保計画が作成されている市町村にあっては、基本方針及び市町村高齢者居住安定確保計画に照らして適切なものであること」と規定しており、同号に基づき国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第15条の2に基づき行われる規模及び設備等の基準の強化又は緩和は、サ高住の登録申請者が当該市町村における登録基準及び登録基準の強化又は緩和の背景を容易に把握できる観点からも、法令等に基づく高齢者居住安定確保計画において行われる必要がある。

また、地域の実情に応じたサ高住の供給促進を図るため、高齢者の居住の実態や住宅の供給状況等を踏まえて、高齢者居住安定確保計画に供給目標等を定めることとしており、当該基準の強化又は緩和は、地域の住宅事情等に応じた柔軟な施策展開を可能とするために設けられていることから、供給目標等の設定と一体となつて同計画に位置付けることが適当である。

なお、「住生活基本計画(都道府県計画)の変更について」(令和3年6月30日国住政第20号、国不土第38号)に記載のとおり、市町村が法令等に基づき策定する住宅関係の計画については、各法令等に定める所定の手続を踏めば、一の計画として策定して差し支えなく、これにより、策定に係る事務負担は一定程度軽減されるものとする。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

管理番号

198

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

空家等対策計画及び事業実施計画の廃止又は事業実施計画の策定のみを空き家対策総合支援事業の申請要件とすること

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

補助金(空き家対策総合支援事業)申請要件となっている空家等対策計画及び事業実施計画の策定を廃止すること、あるいは、事業実施計画の策定のみを補助金の支給要件とすること

具体的な支障事例

国の補助金(空き家対策総合支援事業)の活用にあたっては、「空家等対策計画」の策定および「民間事業者等と連携する評議会と策定した事業実施計画」の策定が要件とされているが、両者は「計画の実施区域」についてや、「基本方針・目標」等重複する内容が多く、多大な事務負担が生じている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

策定に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる

根拠法令等

空家等対策の推進に関する特別措置法第6条第1項、住宅市街地総合整備事業制度要綱(令和3年3月31日国住市第150号)、空き家対策総合支援事業事務処理要領

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

千葉市、川崎市、佐久市、浜松市、豊田市、京都市、西宮市、山陽小野田市、嘉麻市、大分県

○空き家対策総合支援事業の活用にあたっては、「空家等対策計画」の策定および「空き家対策総合実施計画」の策定が要件とされているが、重複する内容が多く、多大な事務負担が生じている。
○空家等実態調査を実施するにあたり、補助金(空き家対策総合支援事業)の活用を検討したが、「民間事業者等と連携する評議会と策定した事業実施計画の策定」という要件のハードルが高かったため、やむを得ず、要件のハードルが低い交付金を活用することとなった。また限られた人員で空き家対策事業を実施していることもあり、補助金を受けるために民間事業者等と連携する評議会と策定した事業実施計画を策定する時間的余裕がない状況となっている。

各府省からの第1次回答

空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。)第4条において、市町村は空家等対策計画の

作成及び空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとされている。空き家対策総合支援事業は、同法第 15 条において、国は市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の実施に要する費用について補助をするものとされていることを踏まえ、創設されたものであることから、空家等対策計画の策定を要件としている。

また、空き家対策総合支援事業により市町村等に対して効果的な支援を行うためには、事業の実施区域や、施行者、対象、事業規模、実施予定時期を適切に把握する必要があることから、具体的な対策の実施に関する計画（以下「空き家対策総合実施計画」という。）の策定を要件としている。空家等対策計画は市町村の空家等に関する総合的な計画を定めるものであるのに対して、空き家対策総合実施計画は具体的な事業の計画を定めるものである。空き家対策総合支援事業による支援を受ける際には、原則両方の計画を策定する必要がある。ただし、空家等対策計画の対象とする地区と空き家対策総合実施計画の実施地区が完全に一致する場合等は、実施地区の概要や課題等の項目によっては両計画で同様の内容が記載されることが考えられる。このような場合においては、空家等対策計画の提出をもって、空き家対策総合実施計画における同様の箇所の記載を不要とすること等が考えられることから、空き家対策総合実施計画における記載事項の簡素化等について検討を行うこととする。

※空家等対策計画

空家法第6条において、市町村はその区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、同法第5条に基づく「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」（平成 27 年 2 月 26 日総務省・国土交通省告示第 1 号）に即して定めることができるもの。

同計画においては、空家法第6条において①空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針、②計画期間、③空家等の調査に関する事項、④所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項、⑤空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項、⑥特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項、⑦住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項、⑧空家等に関する対策の実施体制に関する事項及び⑨その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項を定めるものとされている。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

管理番号

205

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

土地区画整理事業における区域内の建築行為等の許可に必要な施行者への意見照会に係る取扱いの整理

提案団体

利府町

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第76条第2項の規定について、現状(市町村規程)と整合が取れていないため、意見照会を行う者や意見照会を行う時期について整理していただき、申請者の負担軽減につながるよう見直しを行って欲しい。

具体的な支障事例

土地区画整理事業では、行政の認可・告示を受け、宅地造成等が行われる。そのため、その計画に支障をきたすことを防ぐために、事業中の区域内での建築行為等について、土地区画整理法第76条の規定により、都道府県知事等から許可を受けなければならないとされている。

当町では、土地区画整理法第76条に規定する許可等について県から権限移譲を受け、業務を行っており、許可の申請があった場合には、同条第2項の規定により、施行者(土地区画整理組合等)に意見照会を行い、その結果を受け許可・不許可の通知を行っている。これに対し、他市町村の取扱いを確認したところ、施行者の意見を確認することを申請段階で申請者に求めているものや施行者を經由して申請を行うよう求めているもの等市町村によって、取扱いが異なっていた。

法律では、「許可の申請があった場合において、その許可をしようとするときは、施行者の意見を聴かなければならない。」としているため、申請書の受理後に、町による審査を行い、許可要件を満たすようであれば施行者への意見照会を行わなければならないものと解釈していた。

申請者手続の負担軽減(市町村による取扱いの違いによるもの)を目的に取扱規程等の作成に取り組んでいたが、上記の内容により法定手続の解釈に苦慮している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

市町村により軽微な違いはあれ、意見照会を行う者が明確化されれば、申請者の確認作業等の負担軽減につながる。実務と整合が取れていない制度について、見直しを行うことで適法性が担保される。

根拠法令等

土地区画整理法第76条第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

—

—

各府省からの第1次回答

土地区画整理法第76条第1項に規定する許可の申請があった場合、同条第2項の規定により許可権者である都道府県知事等(地方自治法第252条の17の2に基づく事務処理特例の条例により町村に権限移譲された場合においては当該町村長)は、施行者の意見を聴かなければならないとされており、現行規定上意見聴取を行う主体及びその時期は明確にされている。

なお、当該許可に係る審査事務を円滑に進めることにより申請者の手続負担を軽減するため、許可権者が申請しようとする者に対し当該許可に係る建築行為等が事業の施行の障害となるおそれがないか等について施行者と事前協議等することを求めることは土地区画整理法において妨げられるものではなく、当該許可に係る審査事務の運用については、地域の実情に応じて各許可権者において判断されるべきものとする。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

管理番号

220

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

工業団地造成事業に関する都市計画及び事業計画の変更に関する規制緩和

提案団体

群馬県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

工業団地造成事業に関する都市計画に定める事項について、「宅地の利用計画」の記載内容について、柔軟な運用ができることを提示することを求める。また、工業団地造成事業の施行の認可申請書に記載する事業計画について、事業目的や施行地区に変更がなく、道路、公園、排水等の必要な機能が確保されており、区画道路等の位置、形状の僅かな変更である場合には、事業計画の変更に係る国土交通大臣の認可を不要とすることを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

工業団地造成事業に関する都市計画においては、都市計画法に定める事項のほか、「宅地の利用計画」などを定めることとされている。都市計画の内容を変更する必要があるときは、遅滞なく当該都市計画を変更しなければならず、原則として、都市計画を決定する際と同様、その案の公告・縦覧、関係市町村の意見聴取や都市計画審議会の審議、変更後の都市計画の告示・縦覧等の手続が必要となる。

また、都市計画事業の施行の認可申請書に記載する事業計画には、「設計の概要」を定めることとされている。都道府県が施行する都市計画事業の事業計画の内容を変更しようとする場合、省令で定める「軽易な変更」に該当しない限り、事業計画の変更について国土交通大臣の認可を受けなければならない。

【生じている支障】

上記のため、工業団地造成事業において、事業目的や施行地区に変更がなく、道路、公園、排水等の必要な機能も確保されているにも関わらず、宅地の利用計画の記載内容に少しでも変更があれば、都市計画の変更手続及び事業計画の変更の認可を受ける手続をしなければならない。

これらの手続は時間を要するため、工業団地造成事業において、事業用地の分譲開始の遅延や、引き合いのある企業の立地機会を逸する等の支障を生じさせている。

【土地区画整理事業の場合について】

他方、工業団地造成事業と同様に市街地開発事業の一である土地区画整理事業に関する都市計画においては、「宅地の利用計画」などを定めることを要していないため、事業の施行地区に変更がなければ、事業用地の面積など宅地の利用計画に変更があっても都市計画の変更は生じない。また、同事業に係る事業計画についても、土地区画整理法及び同法施行令において、事業計画の変更の認可を要さない「軽微な変更」に該当する類型が広範かつ詳細に定められているため、一定範囲内の変更であれば認可を要さない。このため、手続に時間を費やすことなく、柔軟かつ迅速な事業の施行が可能となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

事業の内容の僅かな変更であれば、都市計画の変更及び事業計画の変更認可申請に係る手続の省略が可能となり、事業の迅速な施行が可能となる。また、それらの手続に係る地方公共団体職員の事務手続の負担が軽

減される。

根拠法令等

都市計画法第 21 条及び第 63 条第 1 項、都市計画法施行規則第 50 条、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第 5 条第 1 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、前橋市、伊勢崎市、館林市

○現状、本市としては空き工業用地が不足している状況にあり、今後の市の発展と産業の活性化を図る上で、喫緊の課題となっている。その解決策である新規工業団地の造成については、工業団地造成事業による手法も、その手段の一つとして今後検討する必要がある。企業誘致においては、事業者のニーズに沿ったスピード感も必要であり、今後本市でも工業団地を造成しようとする際に、同様に事業用地の分譲開始の遅延や引き合いのある企業の立地機会を逸する等の支障を防ぐ必要があることから、当該規制緩和は有用であると考えられる。

各府省からの第 1 次回答

工業団地造成事業に関する都市計画においては、都市計画法第 12 条第 2 項に定める事項のほか、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第 5 条第 1 項の規定により、「公共施設の配置及び規模」並びに「宅地の利用計画」を定めることとしている。

また、同条第 2 項第 2 号の規定に基づき、同事業を施行する区域が製造工場等の生産能率が十分に発揮されるよう適切な配置及び規模の道路、排水施設、公園又は緑地その他の施設を備えた工業団地となるように定めることとしている。

「公共施設の配置及び規模」について、都市計画として定められているもの及び本事業の都市計画と同時に定める予定のもの以外の道路に関しては、標準幅員及び配置の方針を記載することとして、都市計画決定権者において一般的に運用されていると承知しており、必ずしも個別路線毎に幅員や位置について詳細に記載する必要があるものではないと考えられる。

また、「宅地の利用計画」については、面積や比率等を記載することとして一般的に運用されていると承知しているが、「公共施設の配置及び規模」と同様に、一定の幅をもって記載することを可能としているものと考えられる。

よって、都市計画決定時の公共施設の配置及び規模として定めた内容の範囲内における、区域内の道路の位置等の変更であれば、同条第 2 項第 2 号の規定に従っていることを前提に、都市計画の変更にあたり柔軟な対応をすることが可能と考えられる。

提案者は土地区画整理事業の事業計画において認可を要さない軽易な変更が工業団地造成事業より広範に定められている旨を述べているが、土地区画整理事業は換地方式で公共施設を整備し、宅地の区画形状を整える事業であり、事業計画が認可され都市計画事業として実施する際も地区内の権利者は引き続き同じ地区内に権利を有し、施行者に収用権は付与されない。一方で、工業団地造成事業は、都市計画事業として事業を行うことで収用権が付与されるものであり、同じ市街地開発事業であるものの、認可後の地権者の財産権に与える影響が異なるなど、両事業は大きく性格が異なる。

そのため、収用権が付与される工業団地造成事業においては、事業計画の僅かな変更であっても、改めて都市計画事業の変更に係る認可を要するものである。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

管理番号

221

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

工業団地造成事業による造成工場敷地の譲受人の資格要件の緩和

提案団体

群馬県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律により、造成工場敷地の譲受人の資格要件の一つとして「自ら製造工場等を経営しようとする者であること」が規定されているが、対象業種を「製造工場等」と限定していること及び「自ら」経営しようとする者に限定していることの緩和を求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

造成工場敷地の譲受人の資格要件の一つとして、「自ら製造工場等を経営しようとする者であること」が規定されている。「製造工場等」とは、製造業(物品の加工修理業を含む。)又は電気供給業若しくはガス供給業に必要な工場及びその附属施設をいうこととされている。

また、当県が国土交通省に問い合わせたところ、工業団地造成事業により造成された工業団地には少なくとも1区画は製造業又は電気供給業若しくはガス供給業に必要な工場(以下「製造工場」という。)が立地する必要がある、全区画を附属施設に分譲することは認められない旨、附属施設とは工業団地内に立地する製造工場との一般的な取引を行う可能性がある施設である旨の回答を得ている。

【生じている支障】

上記のとおり資格要件が設定されているため、県の政策や企業ニーズに応じた企業誘致を十分に行うことができない。

具体的には、物流・流通業、倉庫業、情報通信業、物品賃貸業等様々な業種の企業から、製造工場以外の用途での分譲を求める要望が寄せられているが、その場合、工業団地内に立地する他の製造工場との一般的な取引を行う可能性がある附属施設である必要があると同時に、全区画を附属施設に分譲することはできないため、こうした要件を満たすことができず、断らざるを得なかったケースが複数ある。

また、当県において、データセンターの企業誘致に積極的に取り組んでいるところ、データセンター事業者はリース会社が建設した施設を賃借し、自らは資産を保有することなくデータセンターの運営のみを行う経営方式を採用することが多い。一方、造成工場敷地の譲受人は「自ら」製造工場等を経営しようとする者に限定されており、「工業団地造成事業による造成工場敷地の処分について」(平成16年3月18日国都大第71号国土交通省都市・地域整備局大都市圏整備課長通知)では、「製造工場事業者との実質的な一体性が確保されていないリース会社への造成工場敷地処分については、必ずしも製造工場の建設が担保されていないことから認められない」とされている。このため、当該工場敷地の分譲を念頭に置いたデータセンターの企業誘致に支障が生じている。

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

造成工場敷地の譲受人の資格要件の緩和により、造成工場敷地を多様な業種及び操業形態の企業へ分譲することが可能となり、県の政策や企業ニーズに応じた企業誘致が可能となる。

根拠法令等

首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第2条第4項及び第22条第1号、工業団地造成事業による造成工場敷地の処分について(平成16年3月18日国都大第71号国土交通省都市・地域整備局大都市圏整備課長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、前橋市、館林市

○今後の工業用地の確保に向けて、地域の実状にあった柔軟な企業誘致が求められるところであることから、当該資格要件の緩和は当市においても必要になると考えられる。

各府省からの第1次回答

本制度は、首都圏または近畿圏の建設とその秩序ある発展に寄与するため、近郊整備地帯及び都市開発区域を工業都市等として発展させることを目的としたものである。

このため、工業団地造成事業を都市計画事業として施行できるものとし、特例を講じる一方で、造成工場敷地の譲受人の要件として「自ら製造工場等を経営しようとする者」を位置づけ、工業都市の形成促進を図っているものである。更にこの法律では、「製造工場等」とは製造業(物品の加工修理業を含む。)又は電気供給業若しくはガス供給業に必要な工場及びその附属施設と定義されている。

なお、「工業団地造成事業による造成工場敷地の処分について」(平成16年3月18日国都大第71号国土交通省都市・地域整備局大都市圏整備課長通知)において記載される製造工場等の付随業務に、データセンターが該当すると判断される場合であれば、現行制度上においても整備は可能と考えており、第三者が自ら経営者として付随業務を行おうとする者であれば、自ら製造工場等を経営しようとする者に該当する。

また、製造工場等の事業者との一体性が認められる場合であれば、現行制度上においてもリース会社への処分は可能と考えている。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

管理番号

222

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

国土利用計画法に定める土地利用審査会の必置規定の見直し

提案団体

群馬県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

国土利用計画法に定める土地利用審査会につき、常設の必置ではなく、地価の急激な上昇時に各都道府県がその地価の状況や土地利用の実状に鑑みて法に基づく審査会の事務が発生すると見込まれる際に設置すれば足りることとするなど、各都道府県の任意設置とする。

具体的な支障事例

【現行制度について】

国土利用計画法第39条により、都道府県は、土地利用審査会を置き、その委員は都道府県議会の同意を得て任命することになっている。土地利用審査会は、土地利用目的に対する勧告、規制区域指定の事後確認、監視区域・注視区域の指定、解除への意見陳述等を業務としている。

【支障事例】

現状において地価が急激に上昇する恐れがないため、当県においては、平成6年以来、規制区域や注視区域、監視区域の指定がない状況である。また、平成10年に土地取引について契約の締結後に届出を行う事後届出制となって以来、土地利用基本計画に適合せず周辺地域の合理的な土地利用を図るために著しい支障がある時に行う勧告案件も生じていない。さらに、現状の土地利用審査会の開催頻度は、3年に1回、土地利用審査会委員の任期が満了する際の委員選任に合わせ開催しているのみであり、土地利用審査会の活動実態が全くない状況である。そのような状況下で、土地利用審査会の設置が法律上で義務付けられており、制度が形骸化しているといえる。

現在の日本経済の状況を考えると、土地利用審査会の審議が必要となる「地価が急激に上昇する局面」はほとんど発生する余地はないと考えられる。仮に地価が急激に上昇する傾向が予測される場合が生じたとしても、このような事態は突発的に発生するものではなく、予測が可能と考えられることから、地価が急激に上昇する傾向が予測された段階で土地利用審査会を設置すれば対応が可能である。

以上より、土地利用審査会は、常設の必置ではなく、地価の急激な上昇時に各都道府県がその地価の状況や土地利用の実状に鑑みて法に基づく審査会の事務が発生すると見込まれる際に設置すれば足りることとするなど、各都道府県の任意設置に改めるべきである。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地価が急激に上昇すると予測される際に土地利用審査会を設置するなど、地方の状況に応じ土地利用審査会を設置することを都道府県が判断できるようになれば、設置の必要がないときには委員の任命や審査会の運営に係る事務手続が不要となり、行政の効率化が図られる。

根拠法令等

国土利用計画法第 39 条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、京都市、兵庫県、岡山県、宮崎県

○本案件については、委員選任の事務コストが支障として挙げられる。地価の急激な上昇に備え、機動的な対応のために、土地利用審査会の設置も一定の意義があると考え、近年の土地利用の債権化（金融商品化）もあり、付議内容の再考も必要だと考える。

各府省からの第1次回答

土地利用審査会は、適正かつ合理的な土地利用を図るための土地取引事後届出制度において、取引後の土地の利用目的に対する都道府県知事の勧告に対して意見を述べることや、地価の急激な高騰を防ぐための土地取引規制制度において、対象となる区域の設定が相当であることを確認すること等の役割を担う機関である。これらの制度は、総合的かつ計画的な国土の利用を図るために必要なものである一方、住民生活や事業実施に深く関わる土地取引を直接規制するという点で国民の財産権を制約するものであるため、これらの制度の適正な運用のためには、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる第三者機関の関与が必要不可欠である。

特に、土地取引事後届出制度については、不適切な土地利用がなされようとしている場合にはできるだけ速やかに利用目的の変更を勧告することが必要であり、また、行政側の判断が早期に示されることは土地利用しようとする届出者の立場からも必要であるため、届出から最長でも6週間以内に限り勧告が可能とされており、第三者機関は常設されていることが必要である。

このため、土地利用審査会は、必置であることが求められると考えている。

また、地方公共団体の業務の効率化の観点からは、土地利用審査会の委員の任期を、「審査事務等の継続性の確保等を考慮し、適切な任期とするべき」旨を周知しており、都道府県の判断により長期間の任期とすることが可能である。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

管理番号

236

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09_土木・建築

提案事項(事項名)

社会資本整備総合交付金システムにおける実施計画及び交付申請手続き等の更なる改善

提案団体

秋田県、岩手県、横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、潟上市、大仙市、仙北市、三種町、八峰町、五城目町、八郎潟町、美郷町、羽後町、東成瀬村、川越市、八王子市、新潟県、高知県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

社会資本整備総合交付金システムについては、昨年の地方分権提案により、一部重複する申請手続きが解消されたところであるが、未だ各申請手続に当たっては支障が多く、マニュアルも不十分であるため、早急に地方公共団体の意見を反映した手続の改善を図るとともに、システムの問合わせへの即応対応を可能とする電話等での受付体制を構築すること。

具体的な支障事例

支障事例は数多くあり、全ての事項についての記載は困難であるが、次のような支障事例が存在する。

1. 予算要望手続において、前年度及び前々年度の予算配分額等を入力するが、前年度等の交付申請や完了実績、昨年度の同手続が承認済みであるため、これらの数値等データはシステム内で蓄積されているにもかかわらず、自動反映されないため、再度入力が必要となっており、誤りを誘発する仕様となっている。このような支障事例は、いずれの申請手続においても同様であり、特に早急な改修が必要と考える。
2. 都道府県は市町村からの申請及び問合わせに応じなければならないが、システムについて説明や研修等を受けておらず手探りで応答しており、事務量が過大となっている。「よくある質問」は、各団体からの問合わせ及び回答をエクセルファイルで掲載しているのみで、解決に繋がらないケースが多い。また、電話等即時に対応可能な国への問合わせ手段がないため、国からの回答があるまでの数日間は事務が停滞する。
3. 作業する入力画面が水平方向に長く右にスクロールし入力するが、左端に表示される要素事業名が固定されていないため、入力中画面から表示されなくなり、都度スクロールし戻り確認しながらの入力を余儀なくされている。
4. 各申請において同一の数値を入力する事項につき、一度入力した数値が引き継がれず、各欄に複数回の入力が必要であり、入力誤りが生じやすい。特に実施計画と交付申請手続の国費額欄においては、国費額欄3箇所全てが同じ数値となるのにもかかわらず、各欄へ入力を求められる。
5. 実施計画及び交付申請に先立ち、団体別内訳表についての手続を実施しなければならないが、とりまとめる団体である都道府県が手続をしないと、同整備計画内の市町村は、実施計画等手続を開始することが出来ず、早期の申請手続に支障を来している。各団体において申請額等を当然把握しており、当該団体別内訳表作成手続の廃止が望ましい。
6. システムで表示されている入力欄等の項目は非常に多いが、入力必須欄や任意入力欄等の違いが明確ではなく、マニュアルなどを逐一確認しながらの作業となっているため、作業効率が悪く、誤りを誘発する仕様となっている。
7. 完了予定年月日欄がカレンダーからの選択入力方式となっており、別の要素事業の欄へのコピーアンドペーストが出来ないため、操作性が非常に悪い。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

社会資本整備総合交付金システムを実際に利用している地方公共団体の意見を反映したシステムの改善を行い、問い合わせへの即対応が可能となることで、事務の効率化・円滑化が図られるとともに、誤り等が生じにくくなる。

また、これにより、地方公共団体だけではなく、申請書等を受理し、内容を確認する各地方整備局の作業負担軽減も図ることができる。

根拠法令等

社会資本整備総合交付金交付要綱、システム名称「社会資本整備総合交付金システム(SCMS)」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

帯広市、いわき市、茨城県、ひたちなか市、高崎市、さいたま市、川崎市、東京都、江東区、小平市、小田原市、山梨県、松本市、岐阜市、豊橋市、京都府、京都市、寝屋川市、広島市、芦屋町、大村市、熊本市、八代市、大分県、延岡市

○1. 予算要望手続において、昨年度の同手続が承認済みであるため、これらの数値等データはシステム内で蓄積されているにもかかわらず、自動反映されない。2. システム上の入力制限が都道府県と市町村で異なるようで、県に対し確認や説明を要し業務が進まない。3. 作業する入力画面が、入力中画面から表示されなくなり、都度スクロールし戻り確認しながらの入力を余儀なくされている。4. 各申請において同一の数値を入力する事項につき、各欄に複数回の入力が必要で誤りやすい点がある。5. 実施計画及び交付申請に先立ち、団体別内訳表についての手続を実施しなければならないが、とりまとめる団体である都道府県が手続をしないと、同整備計画内の市町村は、実施計画等手続を開始することが出来ず、早期の申請手続に支障を来している。6. システムの、入力必須欄や任意入力欄等の違いが明確ではなく、マニュアルなどを逐一確認しながらの作業となっているため、作業効率が悪い。7. 完了予定年月日欄がカレンダーからの選択入力方式となっており、操作性が非常に悪い。

○システム入力をするにあたり、システム上にあるマニュアルを参照して作業を進めている。マニュアルには解釈・手順が不明(省略されている等)な箇所があるため、マニュアルの手順を理解する時間と入力作業に係る時間とで大幅な時間を割く必要がある。担当者が変わった場合等、システムでの入力作業に不慣れな職員でも手順が理解しやすい、見やすいマニュアルへの改正を求める。

○システムにおいて、以前入力したデータが反映されず、何度も同じ内容を入力する必要があり、効率が悪い。また、操作性が悪いと思う部分がある。

完了実績報告手続において、過年度提出済みのデータが自動反映されないため、提出年度に改めて報告済みの内容も手入力しなければならないとなっている。

具体的には、事業箇所別の入力画面において、前年度までに提出している終了実績報告の執行済額・繰越額のデータを再度入力しなければならないとなっている。また、「交付対象事業費」欄において、システム内にて提出済みの整備計画のデータが反映されず、手入力をしている。「執行事業費」欄においても、過年度提出済みの完了実績報告等の金額を引用し反映させることができない。

○作業する入力画面が水平方向に長く右にスクロールし入力するが、左端に表示される要素事業名が固定されていないため、入力中画面から表示されなくなり、都度スクロールし戻り確認しながらの入力を余儀なくされている。各申請において同一の数値を入力する事項につき、一度入力した数値が引き継がれず、各欄に複数回の入力が必要であり、入力誤りが生じやすい。システムで表示されている入力欄等の項目は非常に多いが、入力必須欄や任意入力欄等の違いが明確ではなく、マニュアルなどを逐一確認しながらの作業となっているため、作業効率が悪く、誤りを誘発する仕様となっている。

○登録後に修正が発生した場合、調書を再度入力する必要があるため、修正時の作業軽減を検討してほしい。

○実務上不具合が生じた場合はマニュアルをまずは確認しますが、難解かつ不十分であり、対応に大変苦慮している。

○具体的な支障事例の2について、当県でも早着分申請時にエクセルにて問合せを行い、回答までに数日を要した。その結果本来予定していたスケジュールから大幅に遅れ、事業課及び市町村の負担をかける結果となった。システムについての研修や説明会がなく、マニュアルも不十分である。

各府省からの第1次回答

ご指摘の支障事例について、引き続き、作業の負担軽減につながるよう、地方公共団体の意見を踏まえ、システムの改善等に努めて参ります。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

管理番号

237

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09_土木・建築

提案事項(事項名)

市町村長が空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき電気、ガス等の供給事業者の保有する契約情報の提供を受けることが可能であることの明確化及び税情報等の開示範囲の拡大

提案団体

川崎市、札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、名古屋市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市

制度の所管・関係府省

総務省、経済産業省、国土交通省

求める措置の具体的内容

市町村長は、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行のため必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができるとされているが、電気、ガス等の供給事業者が保有する契約情報の提供を受けることが可能であることを、通知等により明確化することを求める。あわせて、課税保留や差押え情報が取得できるよう、税情報等の開示範囲の拡大を求める。

具体的な支障事例

「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)において、空家の所有者等の特定に当たり想定される調査方法として、水道・電気・ガスの供給事業者の保有情報や郵便転送情報の確認調査などが挙げられており、民間事業者の保有する契約情報について、空家対策の取組のために取得可能と捉えることができる表現となっている。

しかしながら、本市において本ガイドラインをガス事業者に対し示したうえで使用者情報を開示することが可能か確認したところ、ガス事業法において許容される目的外提供に当たらないことから開示について難色を示された事例がある。実際は各事業法において契約情報の目的外提供が禁止されているため、市町村長による空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく情報提供の求めを受けて契約情報を提供する場合には各事業法における契約情報の目的外提供の禁止規定に反することにはならない旨が明確になっていなければ、事業者は契約情報を市町村に提供してよいか判断ができないものと考えられる。

電気、ガス等の供給事業者が保有する契約情報について、その提供が可能であることを、通知等により明確化することを求める。

次に、現行においては、課税台帳による取得可能な情報として空家所有者の氏名、住所、電話番号が開示されており、空家所有者の把握については有効であるが、空家等への対応を効果的、効率的に進めるためには、課税保留や差押え情報等個別の空家の詳細な情報を把握する必要があると考える。課税保留の状況が把握できれば、所有者調査に時間をかけることなく、初期段階から所有者不明空家として相続人調査に着手し、相続財産管理人制度の活用に向け必要な費用について予算措置ができ、迅速に対応が進められる。また、差押え情報が把握できれば、空家特措法による措置を一時見合わせるなど、個別の対応を迅速に判断できることから、あわせて幅広く税情報等の開示範囲の拡大も求める。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

電気、ガス等の供給事業者が保有する契約情報を活用することで空家等の所有者を迅速に把握できる。また、税情報等を活用することで、空家等の所有者に対して効果的、効率的な対応を進めることが可能となる。

根拠法令等

空家等対策の推進に関する特別措置法第 10 条、ガス事業法第 54 条、電気事業法第 23 条、地方公務員法第 34 条、地方税法第 22 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

深川市、いわき市、ひたちなか市、千葉市、松本市、浜松市、豊田市、京都市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、山陽小野田市、久留米市、大分県

○当市は水道情報を基本に対応しているのですが、電気・ガス供給事業者への照会を行ったことはないが、一部の空き家においては水道の未加入があるので、そのような場合に電気・ガスの契約情報が得られることは有益であると思われる。また、相続人不存在により課税保留となっている情報が活用できることは、提案のとおり財産管理制度の適用を早い段階で検討できるなど、空き家対策にとって非常に効果的と考える。（可能であれば、税部門が相続人不存在を把握した時点で、空き家対策部門にその旨の情報提供がなされる仕組みが必要と考える。）

○当市では、特定空家の所有者の所在が不明であることから不在者財産管理人選任申立てを行ったが、財産目録の作成にあたり負債を把握するため電力会社に使用料の未納の有無を照会したが教えてもらえず、また、税部局に市税の滞納情報の提供を求めたが地方税法第 22 条の守秘義務により教えてもらえなかった。通常の空家対策においても固定資産税額等の情報提供を受けることができないが、納税額や滞納情報などの経済状況を把握したうえで改善の働きかけを行うことができれば所有者の実情にあわせて効果的なアプローチが可能になる。税情報の提供の考え方は、平成 27 年 2 月 26 日付け総税固第 15 号「固定資産税の課税のために利用する目的で保有する空家等の所有者に関する情報の内部利用等について」において、地方税法第 22 条の守秘義務に抵触しないものとして、空家等の所有者等の氏名、名称、住所、電話番号に限定して明記されていることに起因するが、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行のために必要な限度の情報は上記のみではないため、守秘義務の解除について柔軟な対応を求めます。

○住民票上は空家の住所のまま、所有者等の所在不明である状態が時々ある。電気、ガスなど行政では分からない情報も駆使して、所有者の所在が分かれば、解決困難な空き家への対策の一助になると考える。

○当市においても、民法の財産管理人制度を活用して管理不良空家等の措置を進めた事例があるが、管理人の申立を行うかどうかを判断する際に、空家等の老朽化の状況だけでなく、申立て費用や予納金が回収できるかどうかについても、大きな判断材料となっている。当該空家所有者の市税の滞納状況や財産差押等の債務に関する情報があれば、必要費用の回収の見込みが立てられるので、財産管理人申立制度を利用しやすくなると考える。

各府省からの第 1 次回答

【総務省、経済産業省、国土交通省】

空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家法」という。）第 10 条第 3 項において、「市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。」とされており、提案にある電気、ガス等の供給事業者が保有する情報についても、同項を根拠として提供を求めることができる。

その上で、電気やガス等の供給事業者が保有する情報については、各法を所管している省庁間で協議の上、空家法第 10 条第 3 項に基づき、情報提供を求めることができる情報として位置づけられていることについて各事業者への通知等について必要な対応を検討したい。

【総務省、国土交通省】

次に提案後段の税情報の開示範囲の拡大についてであるが、固定資産税の課税関係情報については地方税法第 22 条の守秘義務の対象となり、原則として外部に提供できないところ、他の行政機関から法令の規定に基づき情報の提供の求めがあった場合には、その重要性や緊急性、代替手段の有無、全体的な法秩序の維持の必要性等を総合的に勘案し、保護法益間の比較衡量を行った上で、必要な範囲内で行う情報提供については守秘義務に抵触しないと解されている。

このため、空家法において「市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。」（空家法第 10 条第 1 項）と規定し、情報提供の求めに関する規定を設けた上で、「固定資産税の課税のために利用する目的で保有する空家等の所有者に関する情報の内部利用等について」（平成 27 年 2 月 26 日付け国土交

通省住宅局住宅総合整備課長・総務省自治行政局地域振興室長通知)を発出し、地方税法第 22 条の守秘義務に抵触することなく、空家法の施行のために必要な限度において、空家等施策担当部局が法に基づく措置を講ずる目的のために、内部で利用することが可能な情報その範囲を明確化しているところである。

他の法令により固定資産税の課税情報を利用できる場合においても、内部利用できる情報は所有者の氏名等に限定されているものであり、提案にある課税保留情報や差押え情報については、空家等の所有者等の氏名、住所、電話番号のような「空家法の施行のために必要な限度」の情報とはいえないことから、内部利用の対象とすることは困難である。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

管理番号

239

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業の実施に必要とされている豪雪地帯安全確保事業計画の作成を不要とする見直し

提案団体

長野県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業を実施するに当たり、道府県が主体となり、市町村等事業実施主体が行う事業を取りまとめて豪雪地帯安全確保事業計画を作成することとなっているが、当該計画の廃止を求める。特に、市町村のみが事業実施主体となる場合であってその経費を道府県が負担しないときの道府県による事業計画の作成を不要とすることを求める。

具体的な支障事例

豪雪地帯安全確保事業計画は、道府県又は市町村が豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業を実施するに当たり、道府県が主体となり、市町村等事業実施主体が行う事業を取りまとめて作成するよう実施要綱等で定められているところ、その作成が負担となっている。
特に、当該交付金を道府県が活用せず市町村のみが活用する場合であっても、道府県が市町村の計画・実績等を取りまとめて事業計画を作成・更新する必要がある。この場合、事業内容の単なる取りまとめであり、道府県の施策を反映したものではないにもかかわらず、道府県に事務負担が発生している。当県では、事業を実施する県下市町村との調整や資料作成等に一定程度時間を要しており、今後事業を実施する市町村が増加した場合に、より一層の事務負担が見込まれる。
また、事業計画には当該交付金事業の実施以外の活用目的もないため、事業計画の作成は不要と考える。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

事業計画策定・変更に係る地方公共団体職員の事務負担軽減が図られる。

根拠法令等

豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業実施要綱第2条、第4条、第5条、第6条、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業交付要綱第2条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県

—

各府省からの第1次回答

国土交通省としては、各道府県において、管下の市町村に実施する施策等、道府県全体の取組状況を把握することが重要と考えていることから、豪雪地帯安全確保事業計画を道府県が主体となって作成することを求めているところ。引き続き事業計画の作成をお願いしたい。

なお、事業計画の承認に当たっては、道府県の過度な事務負担とならないよう、

- (1)実施する事業が、地域における死傷事故の減少に寄与するものであること
- (2)事業の実施に当たっては、地域住民の十分な協力が得られるものであること
- (3)計画の内容が、当該地域の死傷事故の防止に関し有効かつ効果的であること

のみを審査内容としているところ。また、事業計画の作成については随時ご相談もお受けしているところ。

国土交通省としても自治体の事務負担の軽減は重要と考えており、具体的に作業の事務負担となっている点等があれば、手続の見直しについて検討して参りたい。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

管理番号

242

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

02_農業・農地

提案事項(事項名)

都道府県が行う土地改良事業に併せて実施される確定測量の成果に係る認証申請の手続について国土交通大臣への直接申請を可能とすること

提案団体

長野県

制度の所管・関係府省

農林水産省、国土交通省

求める措置の具体的内容

都道府県が行う土地改良事業に併せて実施される確定測量の成果に係る国土調査法第19条第5項の認証申請の手続について、指定までの期間を短縮させるため、地方農政局長等及び事業所管大臣である農林水産大臣の経由を廃止し、都道府県知事から国土交通大臣に直接認証申請をすることが可能となるよう、制度の見直しを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

都道府県が行う土地改良事業に併せて実施される確定測量の成果に係る国土調査法第19条第5項に基づく認証申請の手続については、「国土調査法第19条第5項の成果の認証に準ずる指定の申請に係る事務取り扱い等について(昭和56年1月5日農林水産省農村振興局長通達)」により、都道府県知事は、確定測量の成果を、地方農政局長等を経由して農林水産大臣に送付することにより認証申請を行うこととなっている。

さらに、国土調査法第19条第7項に基づき、事業所管大臣である農林水産大臣は、都道府県知事から認証申請のあった確定測量の成果を国土調査の成果と同一の効果があるものとして指定をする場合、事前に国土交通大臣の承認を得るものとされている。

また、平成30年より、国土調査法第19条第5項に基づく認証申請の手続を行う際は、同様の手続により事前申請を行うこととなっている。

【支障事例】

当県では、事前申請を終え、令和2年12月に農林水産大臣に送付した16件の本申請全てが、令和4年3月時点で指定を受けていないなど、農林水産大臣を経由させることで申請から指定までに長期間を要しており、土地改良事業実施後も長期間地籍調査済みとならず、その成果の活用が遅れている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

土地改良工事实施後の測量成果が速やかに国土調査に準ずるものであることが担保され、早期にその成果が利用可能となる。

根拠法令等

国土調査法第19条第5項、第7項、国土調査法第19条第5項の成果の認証に準ずる指定の申請に係る事務取り扱い等について(昭和56年1月5日農林水産省農村振興局長通達)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

白鷹町、川崎市、新潟県、京都府、宮崎県、沖縄県

○農林水産省に対して令和3年2月、3月に本申請、令和3年5月、10月に事前申請を行っているが、令和4年6月時点で認証指定を受けておらず、その成果の活用が遅れている。

○提案団体同様、当県でも、認証申請してから指定までに長期間を要しており、早期に測量成果の活用ができていない現状である。

○当府においては、近畿農政局の事前確認の後に、近畿農政局に対して申請（資料送付）を行っているところ。令和2年に近畿農政局に申請前の事前確認で送付した5件の全てが、未だに申請書の正式な施行をできておらず事務処理が滞り、現時点（令和4年6月時点）においても申請書を送付できていない状況にある。よって、農林水産大臣を経由させることで申請から指定までに長期間を要しており、土地改良事業実施後も長期間地籍調査済みとならない状況にある。

各府省からの第1次回答

都道府県が行う土地改良事業に併せて実施される確定測量の成果に係る認証申請の手続について、国土交通大臣への直接申請も可能とする見直しを検討してまいりたい。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

管理番号

244

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09_土木・建築

提案事項(事項名)

廃校等の公共物の用途変更における基準の明確化

提案団体

長野県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

第一種低層住居専用地域で使用されていた小中学校など、既存の公共物の有効活用のため、低層住居専用地域におけるコワーキングスペース等の設置に係る建築基準法第48条のただし書き許可の新たな許可準則を定め、特定行政庁が許可する基準の明確化を求める。

具体的な支障事例

少子高齢化社会において、県内各地で小中学校の統廃合が進んでいる。各自治体では、工夫しながら、廃校となった校舎の活用策として、コワーキングスペースやオフィス、地域コミュニティが存続するための新たな活用方法を考えている。

しかしながら、現行の規定では廃校舎をコワーキングスペース等に活用しようとする場合に、用途地域の規制から、それらの用途への変更が困難な場合があり、廃校舎の有効活用ができない状況にある。

また、令和3年6月25日付け国住街第96号のシェアオフィス等に関する技術的助言については、空き家等を活用した比較的規模の小さいものを対象としたものであると考えられる。しかしながら、当県が考える廃校舎等の利活用となると、比較的大きく、多くの集客が見込まれるため、これらの場合の「良好な住居の環境を害するおそれがない」ことの判断に苦慮している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

廃校舎等の公共物の利活用が促進されるとともに、地域コミュニティの維持に寄与できる。

根拠法令等

建築基準法第48条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

金沢市、広島市、熊本市

○今後、小中学校等の統廃合の増加が見込まれる中で、廃校施設を柔軟に活用できるよう、基準の明確化や制限の緩和等の法整備が必要となる。

各府省からの第1次回答

コワーキングスペース等の類似の用途に関する第48条特例許可実績の調査をまずは実施し、第一種低層住

居専用地域等における当該用途のニーズや周辺への影響等を把握した上で、今後の対応について検討する。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

管理番号

245

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

10_運輸・交通

提案事項(事項名)

シェアサイクルポートを都市公園法における公園施設として位置づけるための制度の整備

提案団体

特別区長会

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

都市公園内にシェアサイクルポートを設置することができるようにするため、都市公園法における公園施設のうち「飲食店、売店、駐車場、便所、その他の便益施設で政令で定めるもの」を定める都市公園法施行令第5条第6項に「自転車賃貸する事業の利用者の利便に資する施設」を追加する。又は、同項の「これらに類するもの」にシェアサイクルポートが含まれていることを明確化する。

具体的な支障事例

【現行制度とその課題】

都市公園にシェアサイクルポートを設置するためには、①「都市再生整備計画」を作成しシェアサイクルポートの設置について記載することで占用許可の特例を得る(都市再生特別措置法第62条の2)か、②シェアサイクルポートを都市公園法上の「公園施設」と位置付けて設置を許可する(都市公園法第2条・第5条、同法施行令第5条)か、2通りの方法が考えられる。

しかし、①の場合は、計画の作成に公園管理者や地元や議会等との調整、パブリックコメントの実施、それに伴う計画案の修正など、丁寧な調整と膨大な時間が必要となり、①の方法によることは現実的でない。

そのため、②の方法によることとしたいと考えているが、シェアサイクルポートを「公園施設」として設置してよいか法令上明らかでなく、設置許可の可否が公園管理者の解釈に委ねられているため、許可に二の足を踏んでいる公園管理者も多い。

【支障】

シェアサイクルの利用実績は毎年大きく伸びている。また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴って、「新しい生活様式」において自転車の活用が推奨されるなど、新たな移動手段として、社会的な認知度と需要が急激に高まっている。そのような中で、上記課題により、都市公園内への柔軟なサイクルポート設置が出来ない状況となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

都市におけるサイクルポートの密な設置が可能となり、通勤や観光等の幅広い目的でシェアサイクルが使用されることになり、住民サービスの向上に資する。

また、複数年にまたがる計画策定等を経ずに最短で一か月程度での設置が可能となり、自治体職員の事務負担の軽減に繋がる。

その他、有事の際の職員の移動方法としても活用が可能であり、運営事業者と災害発生時の協定を結んでいる自治体もあることから、災害時における都市公園の機能にも資する。

根拠法令等

都市公園法第2条、都市公園法第5条、都市公園法施行令第5条第6項、都市再生特別措置法第62条の2、自転車活用推進法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、さいたま市、三鷹市、長野県、名古屋市、京都市、兵庫県、広島市、大村市

○当市においても、他部局からの依頼により都市公園内へのシェアサイクルポート設置を行っているが、都市公園上の「公園施設」としての位置づけが明確ではないため、「都市再生整備計画」を作成し、条例改正を行った上で、占用許可の特例により設置の許可を行っている。一方で市内にある他自治体所管の都市公園においては、「公園施設」として許可を行っており、管理者によって判断が異なる事例が発生している。

当市としては、シェアサイクルポートが「公園施設」であるかないかについて、法令上の明確な基準は必要と考える。

○当市も現在、シェアサイクルポートを都市公園法の便益施設として設置を許可している。許可にあたり、公園管理者として解釈の妥当性の検討や説明に多くの時間を割いているケースもある。

○区市町村の事情により都市再生整備計画を策定できず、公立公園への設置が進まない事例がある。

○提案と同様に、当市においても都市公園内にシェアサイクルポートの設置を検討しており、都市公園法における公園施設の設置許可により、便益施設（その他これらに類するもの）として許可することを考えている。本判断は公園管理者の解釈に委ねられているため、都市公園法施行令第5条第6項への追記、もしくは国からの通達として、シェアサイクルポートが含まれていることを明確化してもらいたい。

各府省からの第1次回答

設置しようとする施設が公園施設に該当するか否かについては、公園管理者が、当該施設の機能や利用形態を当該都市公園の設置目的や性格に照らして具体的に判断するものであり、現行制度においては、その解釈を柔軟に行うことが可能である。

シェアサイクルポートについては、都市公園の効用を全うする施設であると公園管理者が判断した場合には、都市公園法施行令第5条第6項の「駐車場」に類するものとして、現行制度において設置することができるため、ご提案のとおり、その旨を明確にする通知の発出等により地方公共団体に周知してまいりたい。

なお、公園利用者以外の者の利用のみを想定して設置するシェアサイクルポートのように、設置しようとする施設が都市公園の効用を全うする施設とはいえない場合は、都市再生特別措置法上の占用許可特例のスキームを活用して設置されたい。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

管理番号

260

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

08_消防・防災・安全

提案事項(事項名)

耐震改修促進計画を廃止し、同計画の策定を社会資本整備総合交付金の要件としないこと

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

耐震改修促進計画の策定を廃止し、同計画の策定を社会資本整備総合交付金の要件としないことを求める。

具体的な支障事例

市町村における「耐震改修促進計画」の策定は法的義務ではない(耐震改修促進法第6条により努力義務)にも関わらず、社会資本整備総合交付金において「事業主体である地方公共団体が定めた耐震改修促進計画」が交付対象事業の要件とされている。一方、同交付金を充てて交付対象事業を実施しようとする場合は、耐震化促進事業の概要や目標を記載した、「社会資本総合整備計画」を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

以上により、耐震改修促進計画の策定を要件とすることは、法的義務がなく、また内容が重複する計画の策定を求められるものであり、二重の事務負担が生じている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

策定に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる

根拠法令等

建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第23号)第6条、社会資本整備総合交付金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨木市、寝屋川市、長崎県、熊本市

〇耐震改修促進計画の策定を要件とすることは、法的な義務がなく、また、内容が重複する計画の策定を求められるものであり、二重の事務負担が生じている。

各府省からの第1次回答

住宅・建築物耐震改修事業は、耐震改修促進法の目的及び国が基本方針において定める目標等の達成に向けて、地方公共団体が目標を定め、建築物所有者への啓発や指導を併せて行うなど、計画的かつ総合的に耐震診断や耐震改修を促進することが効果的であることから、こうした内容を記載した耐震改修促進計画を定めた地方公共団体が当該計画に基づき実施する施策に対して支援するものである。

また、社会資本整備総合交付金は、地方公共団体が、地域課題に応じた定量的な目標を設定した社会資本総

合整備計画を作成し、計画に対して配分された国費を計画に記載された各事業に自由に充当することが出来るものであることから、社会資本総合整備計画の作成・提出は必要である。

ご指摘の計画策定に係る事務負担については、耐震改修促進計画に記載すべき内容を包含した社会資本総合整備計画を作成した場合には、当該記載内容に係る部分は耐震改修促進計画に該当することを明確化する方向で検討を行うこととする。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

管理番号

261

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

マンション管理適正化推進計画の策定廃止

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

管理計画の認定を運用する上でのマンション管理適正化推進計画の策定を廃止し、計画の策定有無に関わらず管理計画の認定制度の運用を自治体の裁量とすること。

具体的な支障事例

マンションの管理の適正化の推進に関する法律において、マンション管理適正化推進計画を作成した都道府県等は管理計画の認定申請を受け付けることができるとされている。
マンション管理適正化推進計画には都道府県等マンション管理適正化指針を定め、当該指針において地方独自の管理計画の認定基準を追加することができる」とされているため、当市でも同計画の策定を進めているが、策定にあたって多大な事務負担が生じている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

策定に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる

根拠法令等

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第3条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

いわき市、千葉市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、熊本市

—

各府省からの第1次回答

マンションの管理に関する計画（以下「管理計画」という。）の認定主体は、以下の理由のとおり、マンション管理適正化推進計画（以下「推進計画」という。）を策定した地方公共団体としている。
・地方公共団体の地域性に応じて、マンション管理において求められる観点や水準が変わってくることから、推進計画に記載される都道府県等マンション管理適正化指針に適合していることを認定基準の一つとする必要があること
・地方公共団体が本認定制度による適正管理の誘導策を講じ、重点的にマンションの管理適正化を推進していく上では、推進計画を作成できる程度の一定の施策の実施体制が整っていることが望ましく、また、その方が認

定管理者等に対する適切な監督も期待できること

なお、推進計画の策定に当たっては、地方公共団体の事務負担にも鑑み、既存の計画（住生活基本計画や空家等対策計画）の全部又は一部を推進計画として位置づけることが可能である旨、「マンション管理適正化推進計画 作成の手引き」（国土交通省作成）において周知している。

引き続き、推進計画の作成に関し参考となる情報の提供を積極的に行い、計画策定に係る地方公共団体の負担軽減に努めていく。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

管理番号

263

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

10_運輸・交通

提案事項(事項名)

地域公共交通確保維持改善事業費補助金の申請における運行系統毎の事業計画の提出義務を廃止すること等

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

地域公共交通確保維持改善事業費補助金の要件として、補助対象となる運行系統にかかる具体的内容の地域公共交通計画への位置づけから、従来の要綱に基づく補助計画作成に戻すこと

具体的な支障事例

地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用するためには、地域公共交通計画に、補助対象となる運行系統における地域の公共交通における位置づけ・役割や事業の必要性、事業及び実施主体の概要、計画全体の定量的な目標・効果とその評価手法を記載し、交通事業者(鉄道、バス、タクシー)や学識経験者、市民団体の代表などから構成される協議会での計画変更に係る協議を経て、計画の認定について国土交通省に申請する必要がある。

当市が地域公共交通確保維持改善事業費補助(地域間幹線系統補助)として補助対象とする系統は、既に当市の重要な公共交通ネットワークを位置付けた地域公共交通計画に基づき、必要性を判断しているところである。

そのため、このような公共交通に関するあり方や施策の基本方針を定めた計画に運行系統毎の事業計画を定めることは、対象となる運行系統が増減する度に、計画内容の変更に係る検討、計画への追記、協議会の開催、計画の認定申請と事務手続きが発生することになり非効率である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

策定変更等に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる

根拠法令等

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、仙台市、富谷市、郡山市、さいたま市、川崎市、豊橋市、小野市、山陽小野田市、高松市、高知県、高知市、久留米市、大村市、熊本市、宮崎県

○地域公共交通確保維持改善事業費補助金要件との連動化については、計画変更時の事務手続きを簡素化する等の改善をすべきである。

○補助申請は例年6月末が期限であり、対象となる運行系統が増減した場合、年度当初に協議会を開催して交

通計画を変更しなければならず、事務的な負担が大きくなると思われる。運行系統増減のたびに法定協議会を開催し協議することは非効率的であるため、制度改革が必要と考える。

○現状、当市のバス路線の中にも同様な事例があり、年度毎に、協議会を開催し、計画内容の変更に係る検討、計画への追記を行い、計画の認定申請していくことは、協議会委員の負担と職員の事務負担が従前より増える。

○当市では、今年度中に地域公共交通計画の策定を予定しているが、市町村をまたぐ路線について、当該市町村のなかで計画の策定・未定の自治体があり、整合性が取れない。

各府省からの第1次回答

地域公共交通確保維持改善事業費の補助については、真に公的負担による確保維持が必要なバス路線等に対し、効果的・効率的な補助を行うため、令和7年事業年度より、地域公共交通計画の作成及び計画における補助系統等の位置づけを要件とすることとなっている。

今年3月には、地方公共団体や交通事業者向けに、計画と連動化した補助事業の活用を検討するうえで参考となる情報について、解説パンフレットに取りまとめ、公表したところ。

また、補助制度と連動させた地域公共交通計画を作成するにあたっては、地域課題の整理等の準備や、都道府県や複数の市町村による調整が必要であることから、令和6年事業年度まで経過措置期間を設けている。

なお、ご指摘の「対象となる運行系統が増減する度に、事務手続きが発生することになり非効率である」という点に関しては、補助金の適正な運用のため、従来の要綱に基づく補助計画においても、補助対象系統を追加又は削除する場合は、協議会の開催などの必要な手順を踏んで、変更の手続きを行っていただいていたところ。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

管理番号

264

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

立地適正化計画及び総合交通戦略の趣旨を都市計画マスタープランに統合するとともに、同計画による補助金等制度の運用を可能とすること

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

都市計画マスタープランに各計画に関する趣旨を記載していれば、各計画を策定しているとみなすこと。
あわせて、都市計画マスタープランの決定手続きをもって、その他の計画も決定したとみなすこと
また、各計画を統合した都市計画マスタープランをもって、補助金等の制度を運用可能とすること

具体的な支障事例

都市計画マスタープランにおいては、都市計画の方針を定めるうえで、土地利用や都市交通、自然環境等に関する現況や動向を幅広く勘案し策定しているが、立地適正化計画、総合交通戦略にも同趣旨の記載内容が見られ、非効率となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

策定に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる

根拠法令等

都市計画法、都市再生特別措置法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

伊勢崎市、相模原市、長野県、稲沢市、堺市、広島市

—

各府省からの第1次回答

立地適正化計画は、都市計画運用指針(IV-1-3-6)において、「市町村マスタープランに立地適正化計画の記載事項も盛り込んで作成することが望ましい。」という記載があるとおりの、両者を一体的なものとして作成することは可能である。

一方で、立地適正化計画は、その策定により、届出義務対象となることに加え、各種特例措置の要件となることから当該計画の内容については都市再生特別措置法第81条第22項における住民への合意形成プロセスを経ることや、公正かつ専門的な第三者の意見を踏まえる手続きが必要である。

また、市町村マスタープランに都市・地域総合交通戦略の趣旨が含まれている場合には、当該市町村マスター

プランをもって都市・地域総合交通戦略とみなすことが可能であるが、補助金等の制度の運用に当たっては補助金等に関する要綱に掲げる要件を満たす必要がある。

このように、上記要件を満たしたうえで、立地適正化計画や都市・地域総合交通戦略と一体として作成された市町村マスタープランであれば、立地適正化計画や都市・地域総合交通戦略としての性質を有することから、各計画に基づく補助金等の制度の運用は当然に可能である。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

管理番号

265

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

自治体において独自に策定している防災に関する計画を立地適正化計画における防災指針とみなすこと

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

防災に関する計画を策定していれば、立地適正化計画においても防災指針を策定していることとみなすこと

具体的な支障事例

平成 26 年度に都市再生特別措置法の改正より、コンパクトなまちづくりを促進するため「立地適正化計画」制度が創設され、本市においては「都市空間向上計画」として策定したところであるが、令和2年6月に都市再生特別措置法が改正され、都市における防災・減災対策(防災指針)の位置づけが義務化されたことから、今後、都市空間向上計画(立地適正化計画)の改正の際には、防災指針の追加が必要となった。
防災指針の策定にあたっては、災害リスクの高い地域の抽出やリスクをふまえた居住誘導区域の設定・見直し、地区ごとの課題に対応した対策の検討等を要件としているところであるが、既に公表されている計画等において、災害リスクや避難に関する周知・啓発を実施していること、防災部局等において、災害に対する対応方針の検討等を実施していることから、防災指針を策定する場合、既存の計画・検討と同様の記載内容となることが想定され、非効率である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

策定に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる

根拠法令等

都市再生特別措置法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

伊勢崎市、相模原市、稲沢市、堺市、広島市

—

各府省からの第1次回答

防災指針は、災害リスクや課題の分析により立地適正化計画に定める居住誘導区域等の設定に影響を及ぼすものであることに加え、防災対策の取組方針に基づき、将来のまちの姿を決める要素となる防災対策の方向性を決定するものである。
そのため立地適正化計画の内容の一部である防災指針の策定については、都市再生特別措置法第 81 条第

22 項における住民への合意形成プロセスを経ることや、公正かつ専門的な第三者の意見を踏まえる手続きが必要である。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

管理番号

267

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

所有者不明土地等対策計画の他の計画との一体的策定

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

「所有者不明土地等対策計画」を国補助金の要件としないこと、あるいは、既存の「空家等対策計画」または「空き家対策総合実施計画」への必要内容の盛り込みによる計画策定でも可とすること

具体的な支障事例

今後増加が見込まれる所有者不明土地について、その「利用の円滑化の促進」と「管理の適正化」のため、市町村等が実施する所有者不明土地対策を支える仕組みを盛り込んだ法改正がなされた。
土地の管理不全状態の解消等の所有者不明土地等対策事業に要する費用について、国の補助金が新設されたが、その利用のためには「所有者不明土地等対策計画」の策定が要件となっており、新規策定が必要となっている。当市では、所有者不明土地の管理不全状態解消のための財産管理人申立のための予納金(事業費100万円×5件=500万円程度。国費1/2=250万円程度)としての利用が想定されるが、計画策定に要する費用・時間・労力等(検討会開催約10回として費用約100万円、職員の時間・労力 2人×10日間×10回分=約1600時間)のコストが大きい
所有者不明土地対策については、空家空地対策と共通する点が多く、新規に「所有者不明土地等対策計画」を策定するとしても、管理適正化のために構すべき施策や実施体制整備に関する事項を記載するなど、両者には重複する部分が多いと思われる、今後二つの計画が策定されることになると非効率である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

策定に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる

根拠法令等

改正「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30法律第49号)」第45条第1項、所有者不明土地等対策事業費補助金制度要綱(令和4年3月28日 国土第102号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

相模原市、浜松市、堺市、枚方市、岡山県

○補助制度が確立されたばかりであり、所有者不明土地対策計画の策定を国の補助金の要件とするならば、国において計画モデル(ひな形など)を示すなど、市町村の策定を支援いただきたい。
○空家対策と似通った箇所もあり、地域づくりや危機管理、道路管理とカバーする範囲が広い。

各府省からの第1次回答

所有者不明土地対策計画は、令和4年法律第38号による改正後の所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(以下、「改正所有者不明土地法」という。)第45条第2項各号に掲げる事項がおおむね記載されていれば、既存の空家等対策計画に兼ねる形で策定することが可能である。

また、改正所有者不明土地法の施行に向けて、改正所有者不明土地法第3条に定める基本方針に所有者不明土地対策計画の作成に関する基本的な事項を追加するほか、所有者不明土地対策計画の作成のための手引きについても策定を予定している。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

管理番号

290

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

一の公の施設に同時に二以上の指定管理者の指定が可能であることの明確化

提案団体

東京都

制度の所管・関係府省

総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

指定管理者制度の運用について、各施設の状況等に応じ、一の公の施設に、同時に二以上の指定管理者を指定することが可能であることを明確化してほしい。

具体的な支障事例

【現在の制度】

指定管理者の指定については、「指定管理者制度のすべて 制度詳解と実務の手引【改訂版】」(第一法規、2009)123 頁によると、指定管理者制度は、『一の公の施設について、同時に二以上の指定管理者を指定することは原則として適当ではない。しかしながら、一の公の施設が複数の機能を併せ持つような場合に、同時に二以上の指定管理者を指定することが管理の効率化につながると判断され、施設の管理責任についても明確に区分することができるのであれば、同時に二以上の指定管理者を指定することも法律上排除されていない。』とされている。

しかしながら、このことに関する取扱い等が通知等で明確に示されていないため、「一つの公の施設が複数の機能を併せ持つ場合」でなければ、一の公の施設で同時に二以上の指定管理者を指定することが出来ないという解釈が生じてしまう。

【支障事例】

平成 29 年の都市公園法改正で公募設置管理制度(以下、「P-PFI」という。)が創設され、飲食店、売店等の公園利用者の利便向上に資する公募対象公園施設の設置と、その収益を活用した周辺の園路、広場等の特定公園施設の整備改修等を一体的に行う者を公募により選定できることとなった。

この特定公園施設の管理については、国土交通省のガイドライン(都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン)によると、公募対象公園施設を設置・運営する P-PFI 事業者を指定管理者とすることが可能で、一体的に管理することが公園の魅力増進や利用者の利便の向上につながるとされている。

しかし、既に別の指定管理者が管理している公園の一部に新たに P-PFI を導入する場合、複数の機能を併せ持たないため、1施設1指定管理者の原則から、P-PFI 事業者を個別に指定管理者に指定することが困難となり、特定公園施設と公募対象公園施設の一体的管理による効果が発揮できない状況が生じてしまう。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

各自治体や各施設の状況に応じて、複数の機能を併せ持たない場合でも1施設に複数の指定管理者を指定することが可能であることが明確になれば、P-PFI のような民間活力活用による公園の魅力増進や利用者の利便向上を一層推進することが可能となる。

また、管理運営状況評価を各指定管理者ごとに行うことにより、それぞれ特色のある施設の適切な PDCA を実施することが可能になるなど、P-PFI 事業の魅力ある都市公園の創出や利用者サービスの向上という事業効果を十分に発揮することができると見込まれる。

根拠法令等

地方自治法、都市公園法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、宮城県、長野県、京都市、兵庫県、高松市、熊本市

○当県の県立都市公園におけるP-PFI制度の導入事例はないが、今後、民間活力の積極的な導入を図ることとしており、より柔軟な公園管理のあり方として、提案内容については、概ね賛同。
○当課においては、所管しているのが地域の拠点施設という性格上、地域運営組織以外に指定管理をさせることは考えていないところであるが、制度として複数の指定管理者を指定することについては、市の所有施設全体を考えた場合に利便性の向上につながることも期待される。

各府省からの第1次回答

平成15年9月2日国都公緑第76号国土交通省都市・地域整備局公園緑地課長通知「指定管理者制度による都市公園の管理について」(以下「本通知」という。)の第1項において、都市公園の全体又は区域の一部の管理を指定管理者に行わせることができると定めている。
また、本通知の第4項に基づき、例えば、PFI事業者が事実行為として整備した公園の一部を、指定管理者制度により当該PFI事業者が管理させることができる。
本通知においては、既に指定管理者による管理が行われている公園(又はその一部の区域)について、既存の指定管理者との管理区分を明確にできる場合、当該区域の一部を第三者が指定管理者として管理することは妨げられていないところであり、Park-PFI事業を行う場合も同様である。よって、既に指定管理者制度により管理されている公園の一部を、Park-PFI事業者が事実行為として整備している場合について、当該Park-PFI事業者が指定管理者制度により当該区域を管理することも可能である。
一方で、一の公の施設について同時に二以上の指定管理者を指定することについては、原則として適当ではないものの、各地方公共団体において、同時に二以上の指定管理者を指定することが管理の効率化につながると判断され、施設の管理責任についても明確に区分できるのであれば、地方自治法上排除されていないところである。